

## **IV. 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し関係**

## 1. 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

## 2. 免許状主義と開放制の原則

### 免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

### 開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

## 3. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状  
(有効期間10年)

② 特別免許状  
(有効期間10年)

③ 臨時免許状  
(有効期限3年)

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

- 授与権者：都道府県教育委員会
- 免許状の有効範囲
  - ・普通免許状：全ての都道府県
  - ・特別免許状 授与を受けた都道府県内
  - ・臨時免許状

## 普通免許状

### ① 大学における養成

学士の学位等

+

教職課程の履修

教科に関する科目  
教職に関する科目

⇒

教員免許状

### ② 教員資格認定試験（幼稚園、小学校、特別支援学校（自立活動））の合格

③ 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験や大学等で所要単位により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状を授与する途を開いている。

## 特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

### ○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

## 臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

### ○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

## 4. 免許状主義の例外

### ① 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**（任命・雇用する者が、**あらかじめ**都道府県教育委員会に**届出**をすることが必要）。

### ② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に**申請し、許可を得ることが必要**）。

- ◆ 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない（教育職員免許法別表第1備考第5号イ）。
- ◆ 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている（教育職員免許法別表第1備考第5号イ）。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



## （課程認定の審査）

### ・ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」（教員養成部会決定）等に基づき行われる。

### ・ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程    ③ 教員組織    ④ 施設・設備    ⑤ 教育実習

- ✓平成28年の法改正及び平成29年の省令改正により、学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応するため、**特別支援教育の充実や、ICTを用いた指導法等の内容が新たに盛り込まれた**ところ。
- ✓教職課程を有する全ての大学等（1,283校）に設置される合計1万9,416課程に上記内容が盛り込まれたことを国において審査・認定し、**平成31年4月より新たな教職課程が始まった**。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(平成27年12月中央教育審議会答申)

## 教育職員免許法の改正 (平成28年11月)

- 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化

### 教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取り組みが実施可能となる

#### 教科の専門的内容の例

- ・物理学
- ・化学
- ・生物学
- ・地学

#### 教科の指導法の例

- ・学習指導要領における理科の目標と内容
- ・板書計画や指導案の作成
- ・模擬授業

## 教育職員免許法施行規則の改正 (平成29年11月)

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実。

### 教職課程に新たに加える内容の例

- 【**単 位 化**】・特別支援教育 ・外国語教育
- 【**必修内容として明確化**】・ICTを用いた指導法 ・道徳教育の理論 ・学校体験活動
- ・チーム学校への対応 ・総合的な学習の時間の指導法 ・アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善 ・学校安全への対応 ・学校と地域との連携 ・キャリア教育 等

## 教職課程コアカリキュラムの作成 (平成29年11月)

- 教科や学校種によって異なる教職課程のうち、共通性の高い「教職に関する科目」において、全大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
- 教職課程の認定を行う際に確認すべき事項として活用  
(平成30年の全大学の課程認定から活用)
- 教科のうち、英語については特に指導法、専門科目についても作成

### 教職課程コアカリキュラムの例（各教科の指導法の場合）

全体目標	教科における教育目標等について理解し、学習指導要領の内容と背景となる学問とを関連させて理解を深めるとともに、授業設計を行う方法を身に付ける。
一般目標	具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標	学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業計画と学習指導案を作成できる。
	模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

## 全大学の教職課程の審査・認定 (平成30年)

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教育課程の開始

# 普通免許状の取得に当たって修得を要する単位

IV-4

## ■ 小学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科に関する専門的事項※1</li> <li>各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）※2</li> </ul>	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）</li> <li>教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3</li> <li>教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）</li> </ul>	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳の理論及び指導法※4</li> <li>総合的な学習の時間の指導法</li> <li>特別活動の指導法</li> <li>教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）</li> <li>生徒指導の理論及び方法</li> <li>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> <li>進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法</li> </ul>	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2
<b>教職部分</b>		<b>83</b>	<b>59</b>	<b>37</b>

＋ 日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作（各2単位）

## ■ 中学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科に関する専門的事項※1</li> <li>各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）※2</li> </ul>	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）</li> <li>教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3</li> <li>教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）</li> </ul>	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳の理論及び指導法※4</li> <li>総合的な学習の時間の指導法</li> <li>特別活動の指導法</li> <li>教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）</li> <li>生徒指導の理論及び方法</li> <li>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> <li>進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法</li> </ul>	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4
<b>教職部分</b>		<b>83</b>	<b>59</b>	<b>37</b>

＋ 日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作（各2単位）

※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合には6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得

※3 1単位以上を修得

※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得

※3 1単位以上を修得

※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

# 教職課程を有する大学等数

IV-5

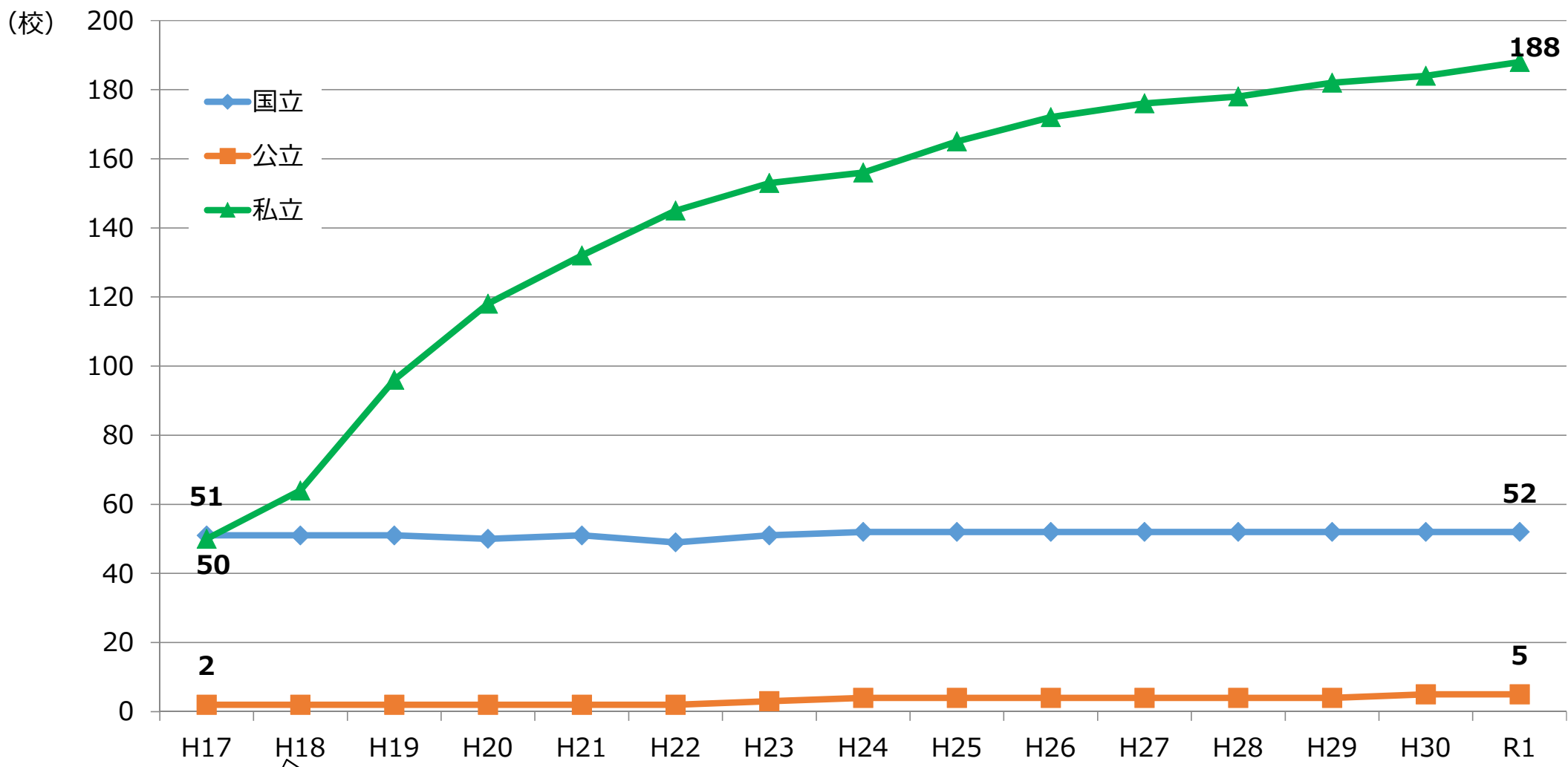
(平成31年4月1日現在)

区分	大学等数	教職課程を有する大学等数		免許状の種類別の教職課程を有する大学等数							
				幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校教諭	
大学	国立	82	76	92.7%	50	52	71	76	21	3	50
	公立	90	64	71.1%	12	5	44	52	17	21	7
	私立	590	466(25)	78.9%	203(14)	188(14)	400(16)	419(19)	93(4)	114	102(5)
	計	762	606(25)	79.5%	265(14)	245(14)	515(16)	547(19)	131(4)	138	159(5)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	18	7	38.9%	4	0	3		0	1	0
	私立	315	221(8)	70.2%	202(7)	21	37(1)		10	46	2
	計	333	228(8)	68.5%	206(7)	21	40(1)		10	47	2
合計		1,095	834(33)	76.2%	471(21)	266(14)	555(17)	547(19)	141(4)	185	161(5)
大学院	国立	86	77	89.5%	49	53	70	77	31	9	48
	公立	91	38	41.8%	3	3	30	36	5	4	0
	私立	607	298(11)	49.1%	59(5)	73(5)	247(6)	273(9)	25	32	12(1)
	計	784	413(11)	52.7%	111(5)	129(5)	347(6)	386(9)	61	45	60(1)
専攻科	国立	16	14	87.5%	0	0	0	1	0	0	13
	公立	11	1	9.1%	0	1	0	0	0	0	0
	私立	50	17	34.0%	3	6	12	13	1	0	0
	計	77	32	41.6%	3	7	12	14	1	0	13
専攻科 短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
	公立	4	1	25.0%	1	0	0		0	0	0
	私立	95	16	16.8%	12	2	0		5	0	0
	計	99	17	17.2%	13	2	0		5	0	0
(専門学校等) 養成機関	国立	7	7		0	0			6	0	1
	公立	1	1		0	0			1	0	0
	私立	28	28		26	1			1	2	0
	計	36	36		26	1			8	2	1

※1 括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。

※2 通信教育課程を有する大学においても、教職課程の科目のうち教育実習等の一部の科目は通学昼間スクーリングで実施される。

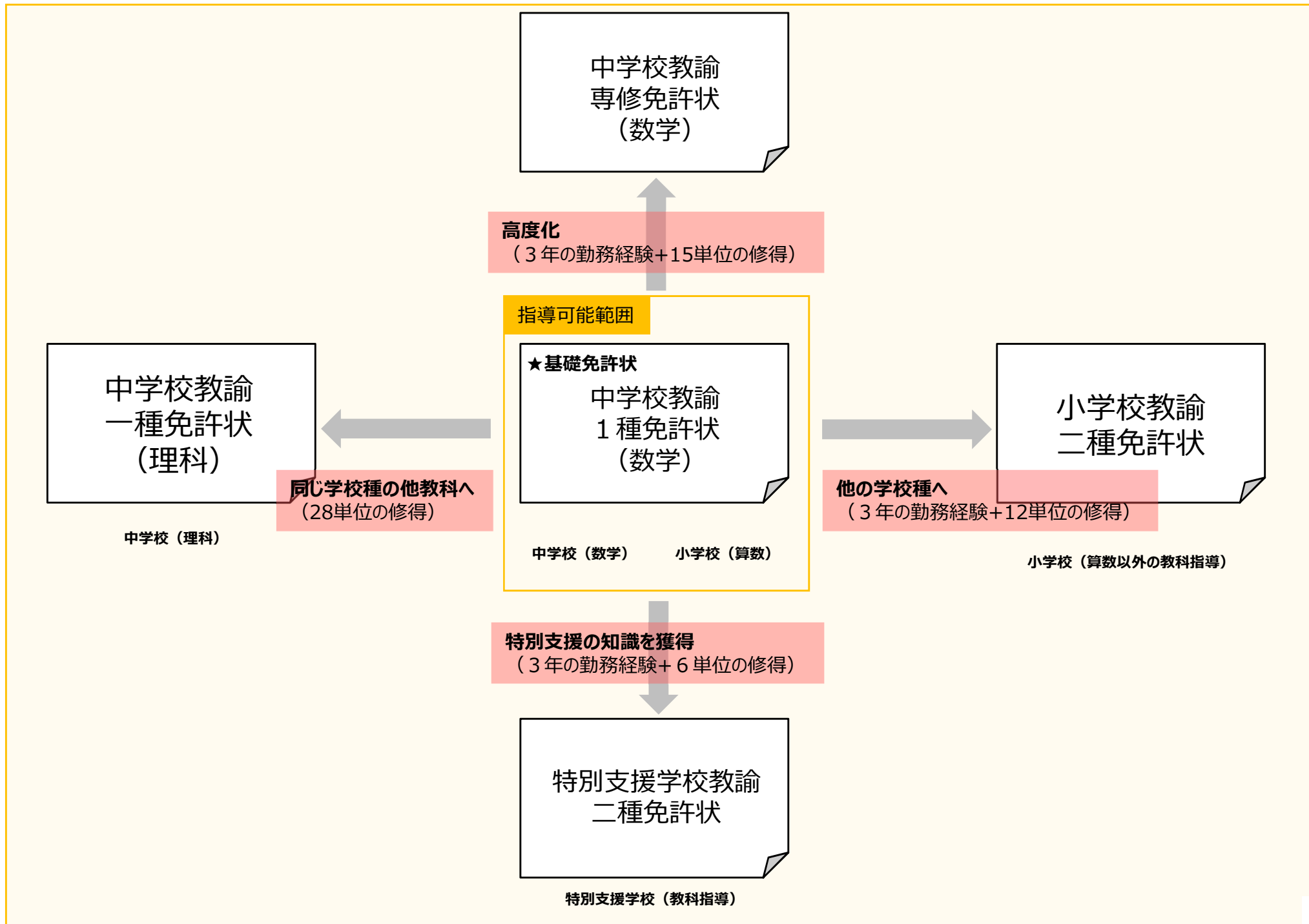
(教育人材政策課作成)

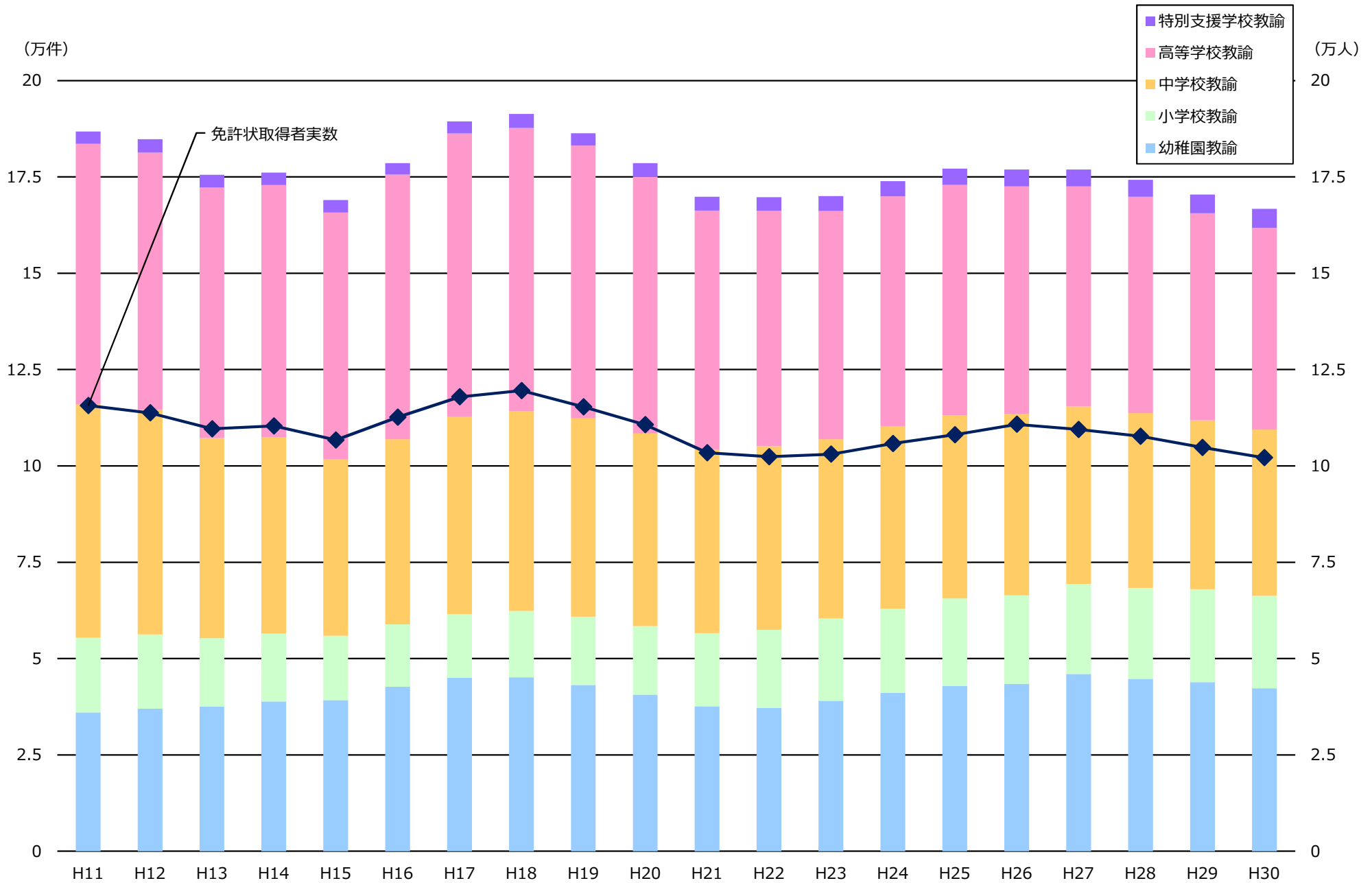


教員分野に係る大学等の設置又は  
収容定員増に関する抑制方針の撤廃

出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ







(出典) 平成30年度教員免許状取得状況調査

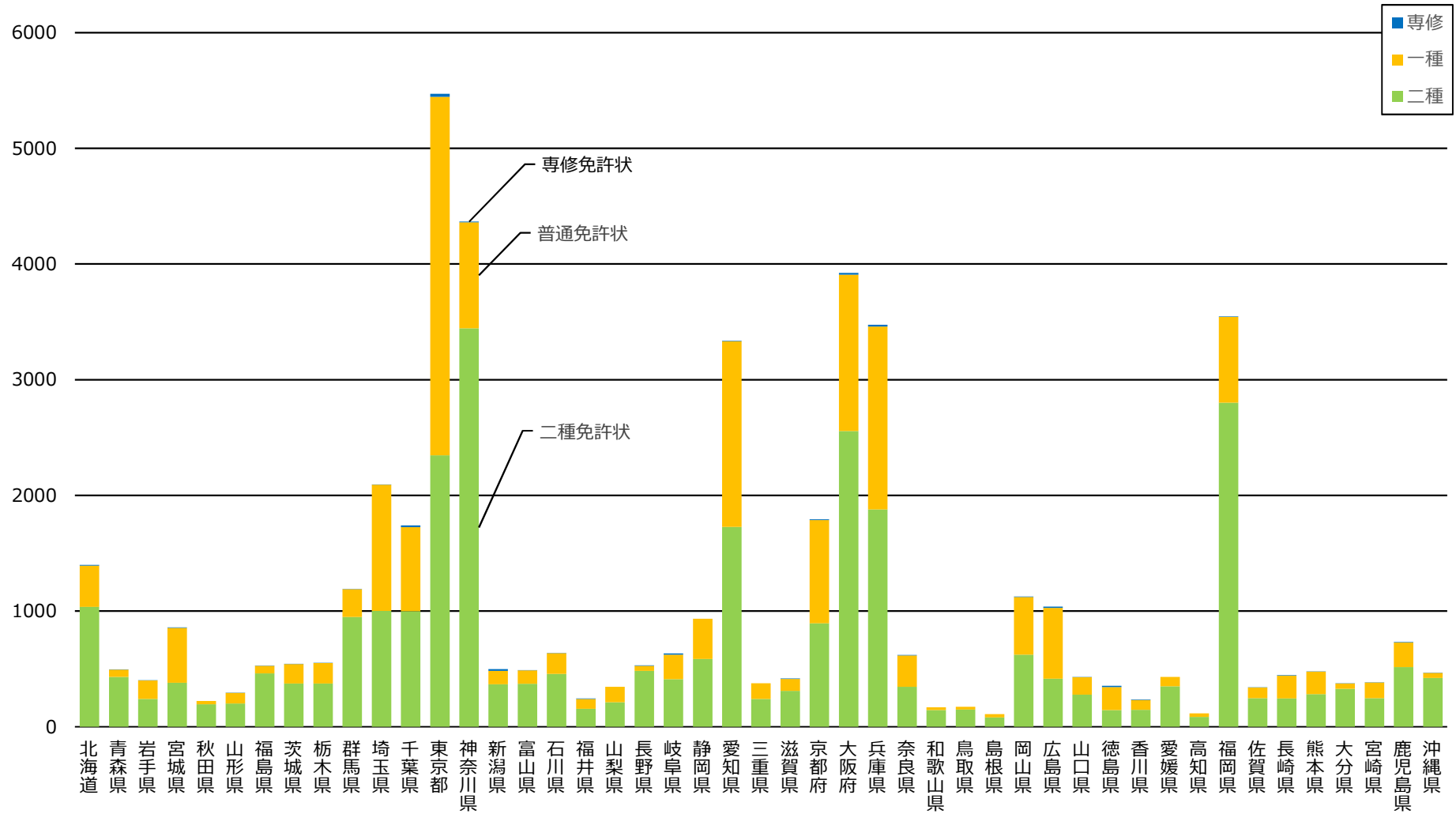
(平成30年度)

	専修免許状	一種免許状	二種免許状	合計
幼稚園	207	18,223	30,892	49,322
小学校	1,587	23,284	3,905	28,786
中学校	4,806	40,667	2,753	48,226
高等学校	5,965	52,470		58,435
特別支援学校	229	5,174	7,886	13,289
養護教諭	90	2,863	1,077	4,030
栄養教諭	12	1,256	654	1,922
特別支援学校自立教科等		37	3	40
合計	12,896	143,984	47,170	204,050

※ 高等学校教諭の普通免許状については、学士以上を要件としており、二種免許状は設けられていない。

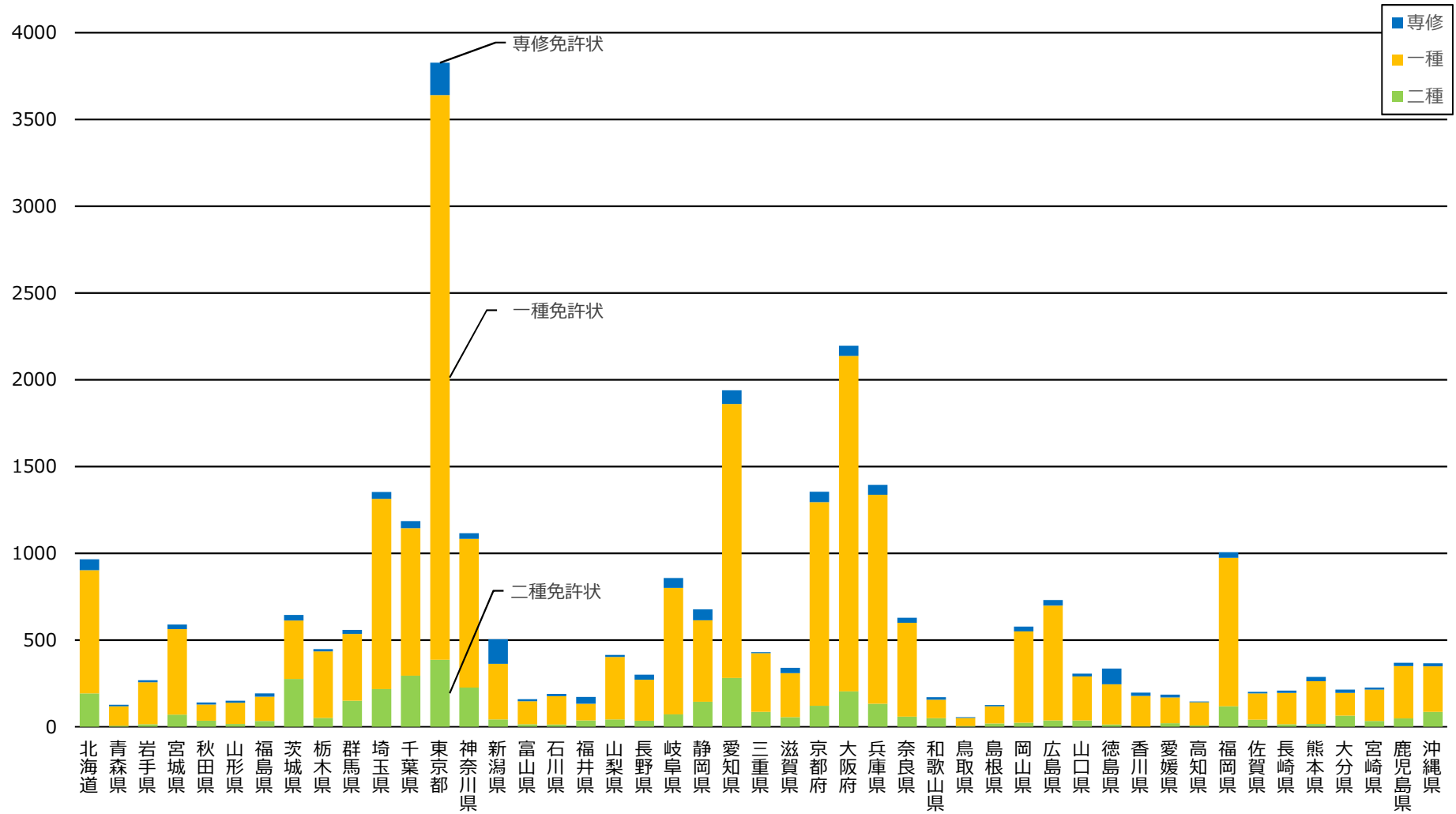
(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査

① 幼稚園教諭



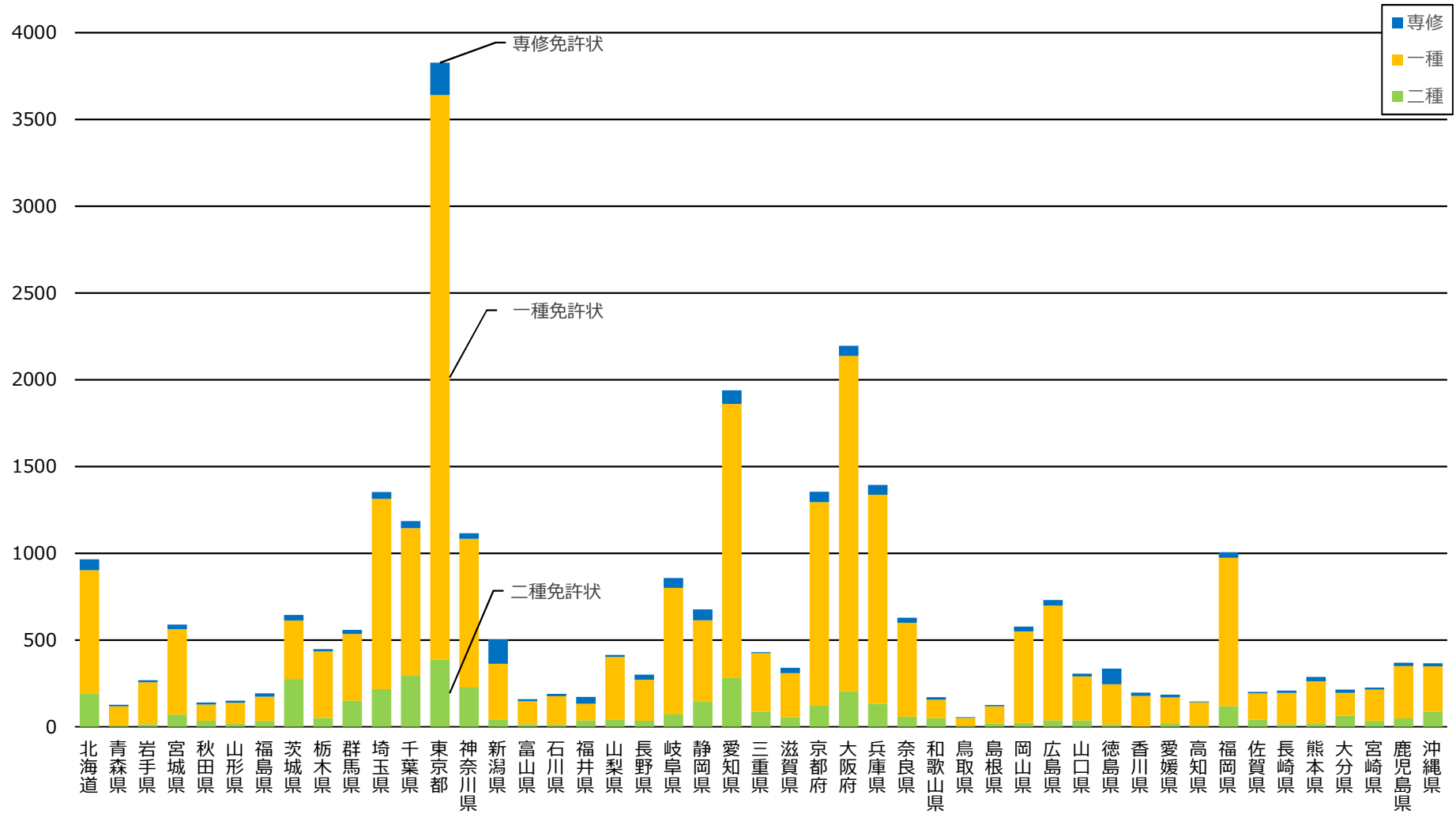
(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査

## ②小学校教諭



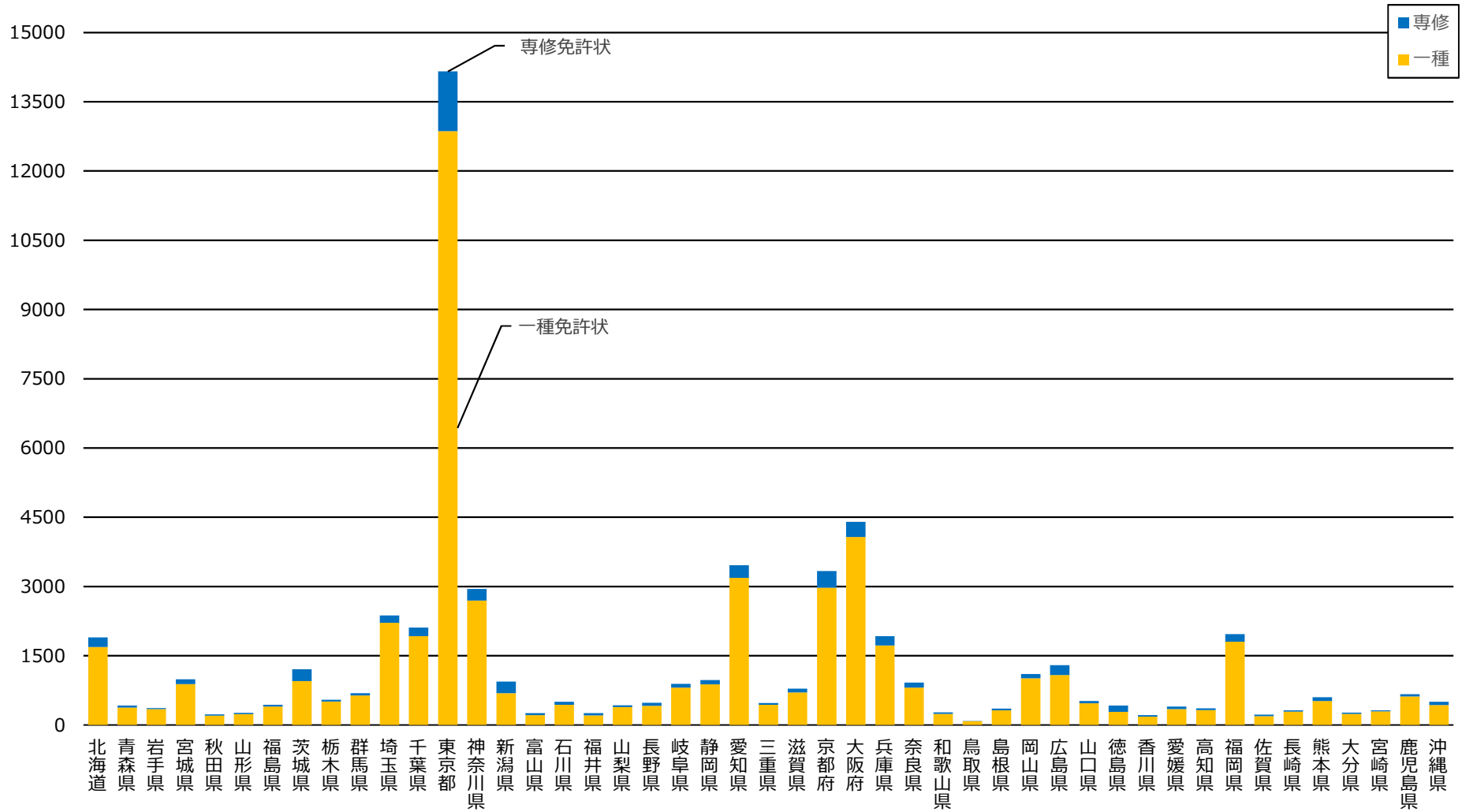
(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査

③中学校教諭



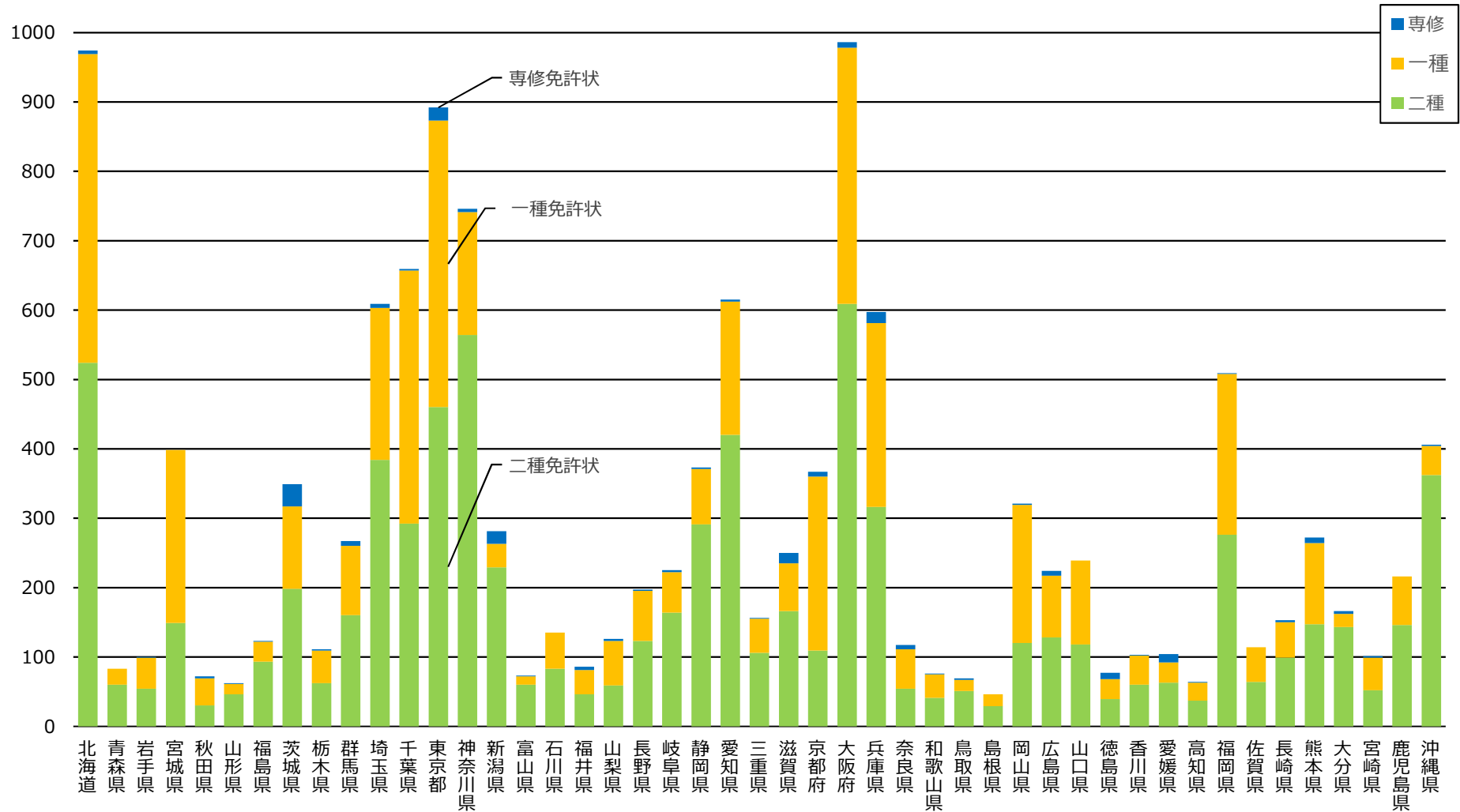
(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査

④高等学校教諭



(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査

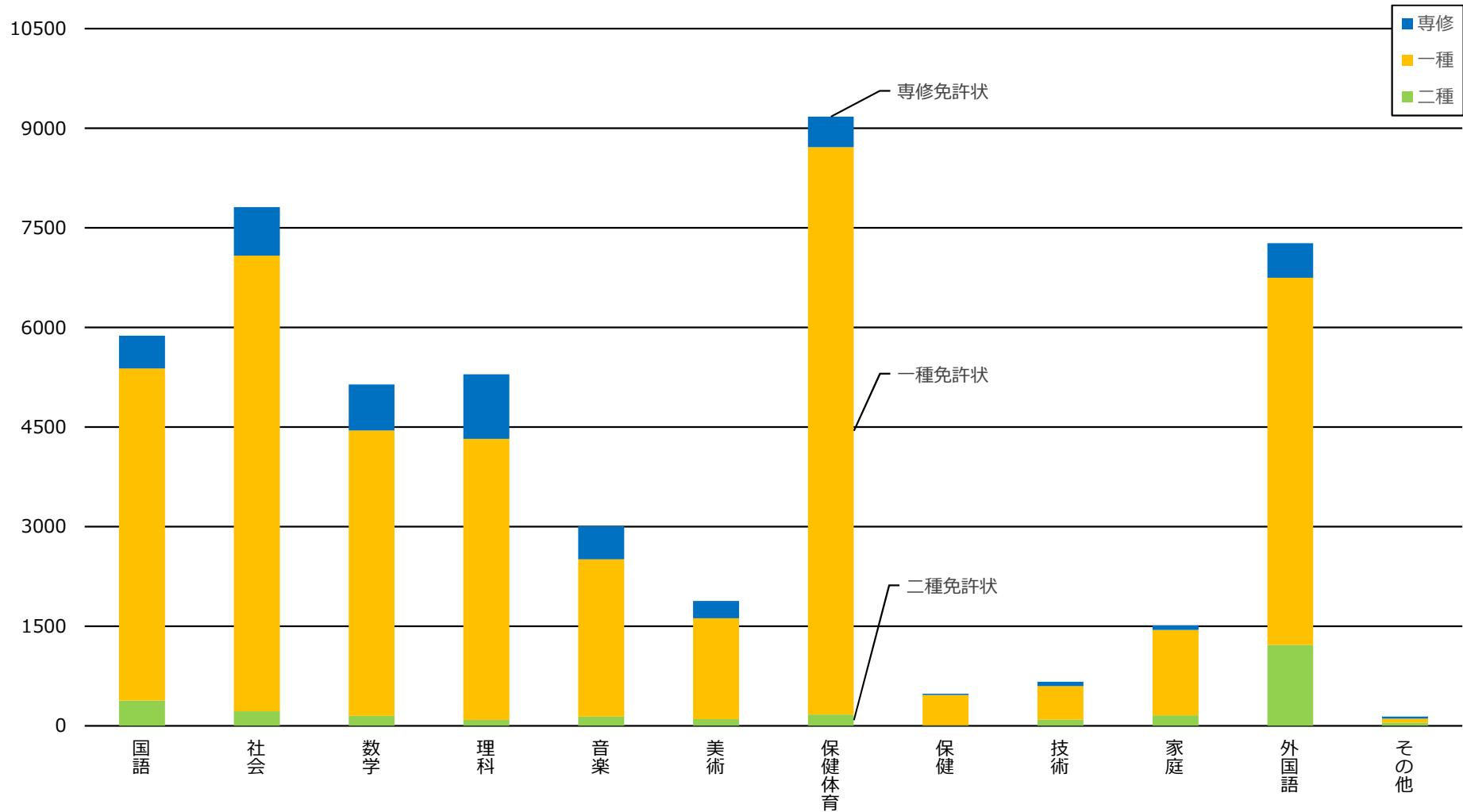
⑤特別支援学校教諭



(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査



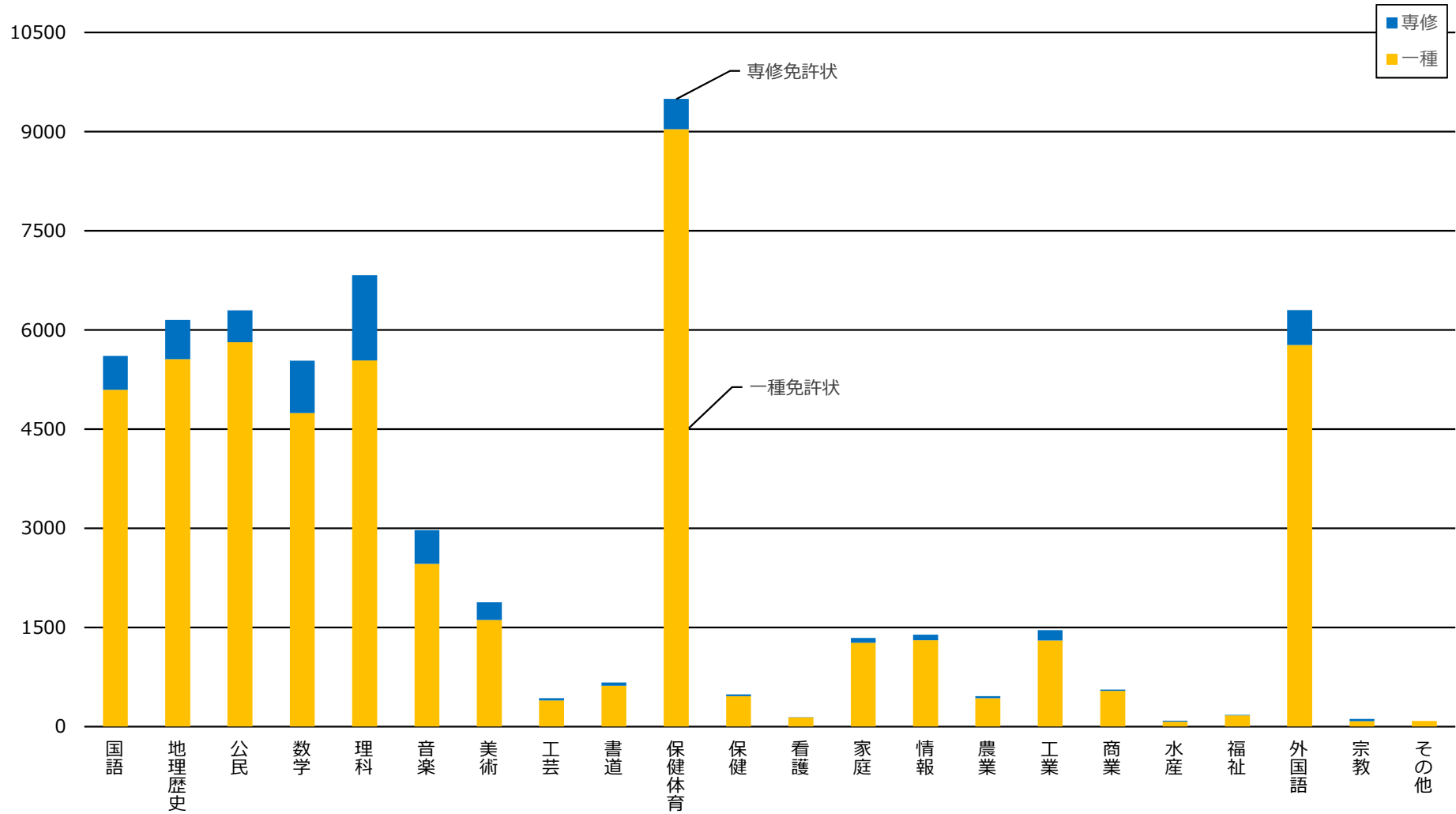
⑥中学校教諭教科別



※ その他：職業、職業指導、職業実習、宗教

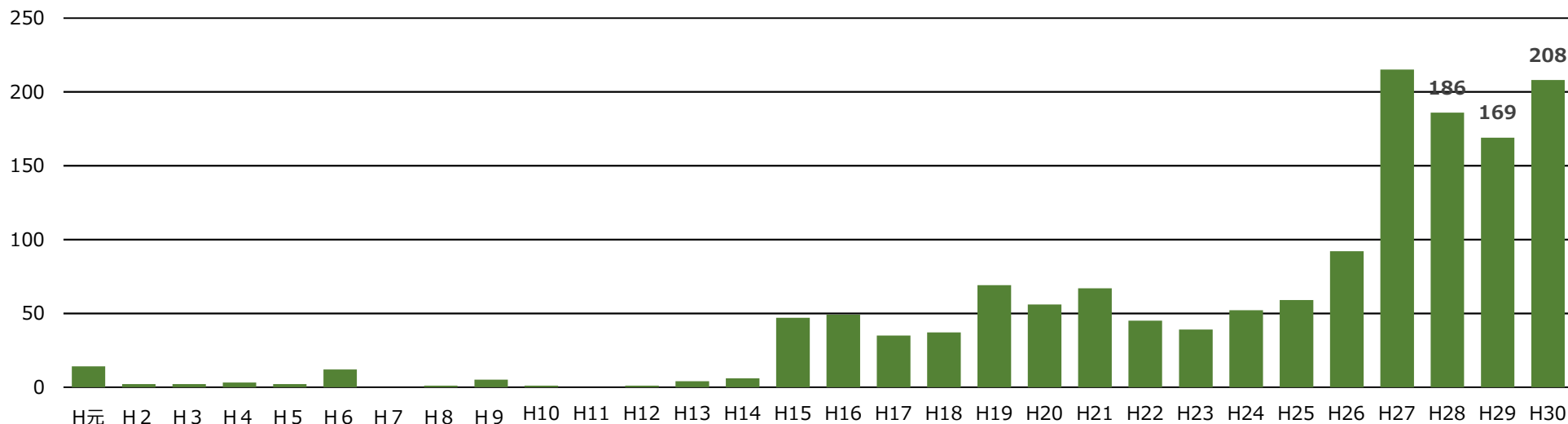
(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査

## ⑦高等学校教諭教科別



※ その他：職業指導、看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船、商船実習

(出典) 平成30年度教員免許状授与件数等調査



## ■ 平成30年度に授与された特別免許状の内訳

小学校	国立	0	
	公立	8	英語（8件）
	私立	5	英語（5件）
中学校	国立	0	
	公立	11	英語（9件） 数学、理科（各1件）
	私立	47	英語（45件） 理科（2件）
高等学校	国立	2	英語（2件）
	公立	48	看護（23件） 英語（13件） 工業（4件） 理科（3件） 福祉（2件） 数学、保健体育、韓国語（各1件）
	私立	75	英語（49件） 看護（13件） 理科（6件） 公民、情報（各2件） 数学、保健体育、福祉（各1件）
特別支援学校	国立	0	
	公立	12	自立活動（12件）
	私立	0	
合計		208	<特別免許状所持者の主な職歴> アスリート（オリンピック等）、システムエンジニア、英会話講師、看護師、大学教員

➡ **課題** 高等学校に偏っており、小学校についてほとんど授与されていない、教科が英語や看護に偏っている、公立学校での授与が進んでいない 等

## 外国語（英語）

札幌市立札幌開成中等学校  
ディクセツ・ラクッシ 氏



### <職歴>

- ・イギリスの高等学校における日本語教師
- ・英会話講師
- ・日本の高等学校における特別非常勤講師

ディクセツ・ラクッシ氏の採用により多様な文化や価値観を尊重しながら学び合える学校の雰囲気醸成されつつあると感じています。



(札幌市教育委員会 学校教育部教育課程担当課 指導主事)

## 保健体育

京都市立嵯峨中学校  
田本 博子 氏



### <職歴>

- ・アスリート（元オリンピック日本代表）

ソフトボールを引退した後に、講習会や講演会の機会を与您え頂き、聴きにきてくれた子どもたちが食い入るように私の話しに耳を傾けてくれたことが非常に印象に残りました。

世界で戦った経験をもとに、子どもたちに夢を持つ素晴らしさを伝えていきたいと感じ教員を目指しました。



(御本人)

## 算数・数学

埼玉県 開智小学校（開智学園総合部）  
本間 靖佳 氏



### <職歴>

- ・予備校講師
- ・児童養護施設職員

特別免許状を授与された教員が、一般的な教職課程を履修してきた教員と比較して、何かに劣る・不安を感じるということは一切なく、むしろあらゆる意味で、他に良き影響を与える存在となっています。



(開智小学校 教頭)

## 理科

和歌山県立海南高等学校  
大畠 麻里 氏



### <職歴>

- ・博士研究員
- ・学芸員

生物の実験の授業において、干潟にすむカニ類のハサミ振り行動の研究についての話を聞きました。研究内容について熱心に話されるので、先生が研究対象であるカニのことをすごく好きだということと研究に取り組む情熱が伝わってきました。



(授業を受けた生徒)

- 特別免許状とは、**教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れる**ことにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、**都道府県教育委員会が授与する免許状**。
- 授与に係る**審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている**。
- 全国で年間50件程度の授与しかされておらず、制度の利用が進んでいないため、特別免許状の授与の円滑化に向け、**文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与に係る指針を示す**。

## 【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

### 1. 教員としての資質の確認

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②の**いずれか**に該当すること）。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において**教科に関する授業に携わった経験**

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**（企業、外国にある教育施設等におけるもの）

【概ね3年以上】

（例）・企業等における英語等による勤務経験  
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験  
・外国にある教育施設における勤務経験  
・大学における助教、助手、講師経験 等

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認）

### 2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

### 3. 第三者の評価を通じた資質の確認

**学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認**する。

## 【その他】

- （1）各都道府県教育委員会においては、**域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うこと**。
- （2）勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で**特別免許状所有者の研修計画を立案、実施すること**。
- （3）基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。
- （4）特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする）。

## ◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

## ◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

## ◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

## ◆ 届出件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	4,730	4,599	4,796	4,472	4,235
中学校	2,495	2,466	2,382	2,384	2,505
高等学校	11,458	11,663	11,775	11,916	12,324
特別支援学校	1,378	1,613	1,818	1,604	1,772
合計	20,061	20,771	20,771	20,376	20,836

## ◆ 事例

医学・看護 (医師、看護師等)	3,744	外国語（外国語会話を含む） (英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等)		3,731	家庭科教育 (調理師、栄養士等)	1,999	
芸術 (彫刻家、写真家等)	2,373	福祉 (介護福祉士、手話講師等)	1,708	伝統芸能 (能楽師範等)	808	競技スポーツ (元プロ野球選手等)	683
情報 (プログラマー等)	558	茶道・華道 (茶道家、華道家等)	543	書道・書写 (書道家・書道教室講師等)	575	製造現場体験 (建築家、大工等)	230
異文化理解 (通訳、JICA研修員等)	238	野外体験活動（農家、造園業等）	503	伝統工芸 (陶芸家、宮大工等)	325	地域文化理解 (宮司、元公民館長等)	341
環境教育 (農学研究員、ネイチャーガイド等)	200	朗読 (劇団員、図書館司書等)	175	理容・美容 (美容師、ネイリスト等)	142	その他 (NPO法人代表理事、CGクリエイター等)	1,960

## ◆ 制度の目的・概要

臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うことにより授与されるもの。具体的には、法令を踏まえ都道府県教育委員会が個別に定める基準に基づき授与されている。  
 臨時免許状の効力は、授与された都道府県内においてのみ有効であり、有効期間は3年間（更新無し）となっている。

## ◆ 臨時免許状の授与基準の策定状況

授与基準を定めているのは、平成27年度時点で、47都道府県中32都道府県

<授与基準例>

宮城県：原則として、他校種又は他教科の普通免許状を有すること又は普通免許状の授与を受ける見込みがあること

## ◆ 授与件数

【総授与件数】

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
8,359	8,578	8,405	8,501	8,963

【平成30年度 教科別授与件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
145	117	234	207	40	158	99	23	303	252	248	11	0	1,837

【平成30年度 教科別授与件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
83	82	102	95	66	66	66	18	52	53	25	294
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
228	256	85	146	71	30	68	319	22	41	2,268	

※ 平成30年度における臨時免許状の授与件数は、上記で示した中学校及び高等学校における臨時免許 状の教科別授与件数の合計値のほか、幼稚園（208件）、小学校（3,934件）、特別支援学校（547件）、養護教諭（152件）及び特別支援学校の自立教科等（17件）の合計値が含まれている。

## ◆ 事例

- ・ 高等学校教諭臨時免許状（工業）を、近接領域の免許状（美術・工芸・農業）を持つ教員に授与（東京都）
- ・ 専ら外国語で授業を実施する学校において、外国人を講師として採用するために授与（千葉県、神奈川県）

## ◆ 制度の目的・概要

免許外教科担任制度は、ある教科の免許状を有する教員を採用できない場合に、学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭からの申請に基づき、1年以内の期間に限り、都道府県教育委員会が当該学校のある教科について免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭に対してある教科の教授を担当することを許可する制度。

(例) 高等学校教諭の普通免許状（情報）を有する者を採用できない場合に、高等学校教諭の普通免許状（数学）のみを有する教員に、情報の指導を担当することを許可する。

## ◆ 許可件数

【平成30年度 教科別許可件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
290	271	387	202	76	914	356	5	2,112	2,067	192	4	0	6,876

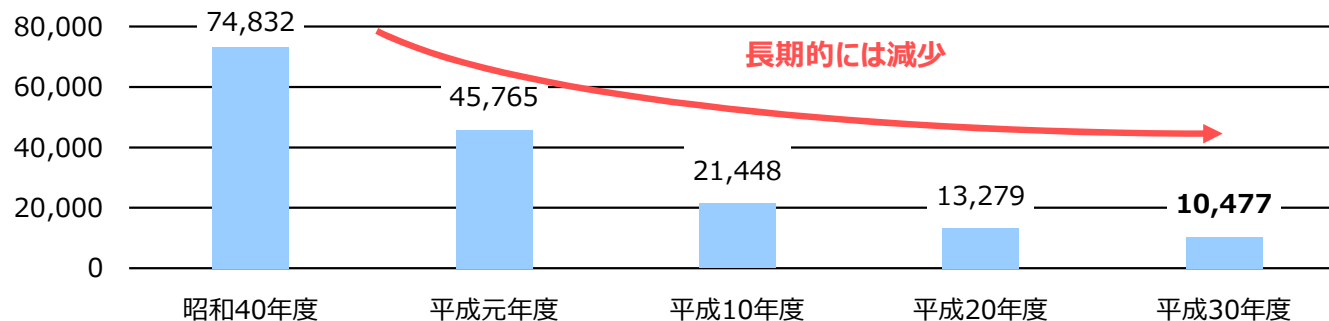
【平成30年度 教科別許可件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
50	239	379	109	78	23	50	49	120	104	6	20

家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計
151	1,173	155	342	123	109	162	138	13	8	3,601

【教科別許可件数推移】



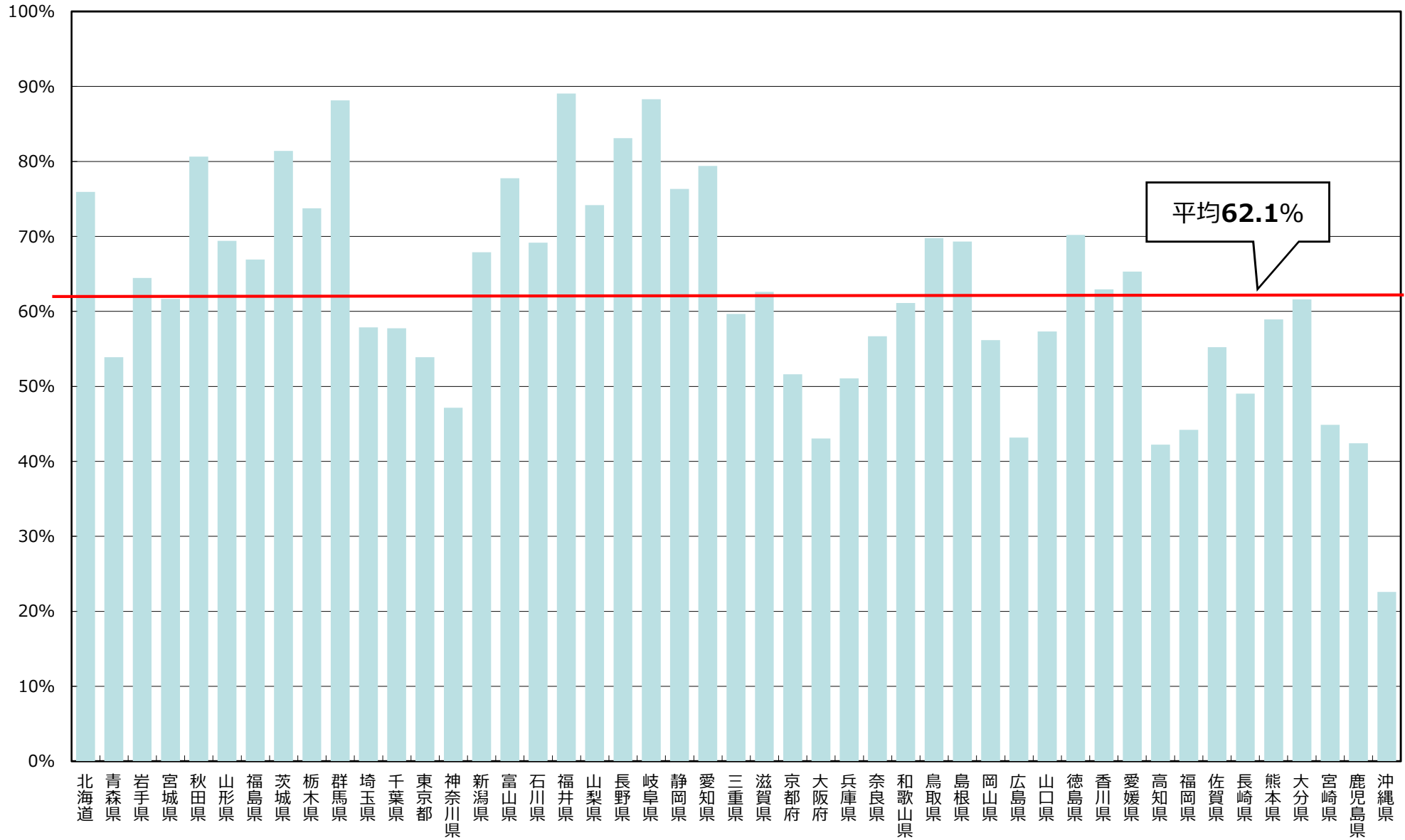
## ◆ 免許外教科担任制度に関する文部科学省の取組

- ・ 免許外教科担任制度の運用指針を都道府県教育委員会に対して示し、同制度の厳格な運用や担当教師への支援等を要請
- ・ 免許外許可担任の縮小に必要な教科等に関して、現職教員が新たな免許状を取得するための講習等を開発・実施

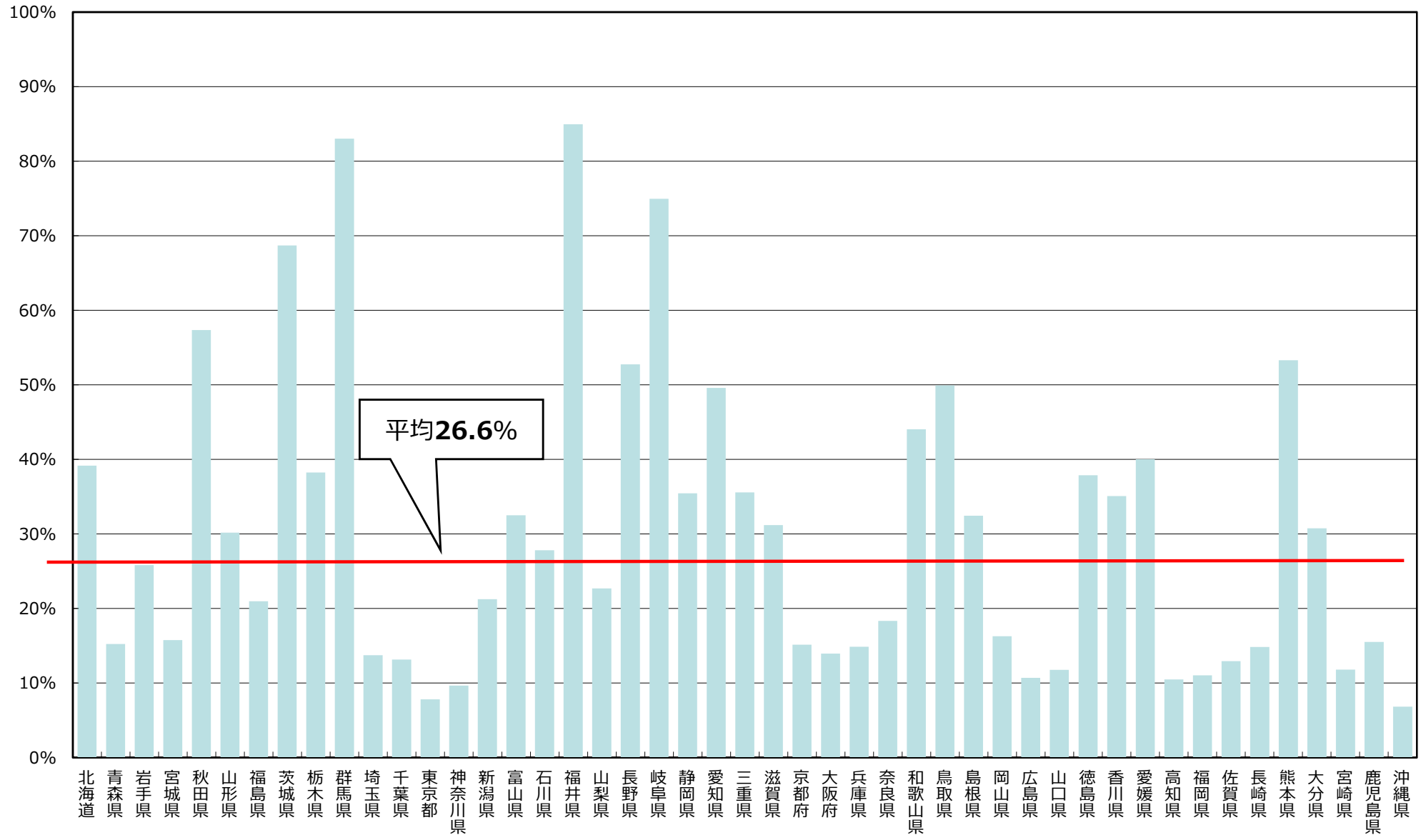
等



# 小学校で勤務している教員に占める中学校教諭の免許状を併有している者の割合



(平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)



(平成28年度学校教員統計調査より教育人材政策課作成)

## 制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

## 根拠法令

「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)」

第16条の2 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2(略)

3 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

4 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

## 制度の経緯

昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設

昭和48年度 教員資格認定試験を創設(実施種目は小学校、特殊教育、高等学校。高等学校教員資格試験は廃止)

平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止

平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設

平成30年度 試験の実施に関する事務を(独)教職員支援機構に移管

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直し

## 現行の実施種目

(1) 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状) (2) 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)

(3) 特別支援学校教員資格認定試験(特別支援学校自立活動教諭一種免許状。視覚障害教育・聴覚障害教育・肢体不自由教育・言語障害教育)

## 受験者数等

年度	小学校				特別支援学校				幼稚園			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
平成29年度	1,114	925	138	14.9%	195	170	20	11.8%	284	277	102	36.8%
平成30年度	1,018	849	112	13.2%	265	249	20	8.0%	102	98	21	21.4%
令和元年度	917	780	248	31.8%	160	144	31	21.5%	88	82	39	47.6%
令和2年度	819	742	167	22.5%	174	160	9	5.6%	26	24	8	33.3%

## 見直しの経緯と方向性

- 本試験は、社会人等の教員免許未取得者や、既に他の学校種の教員免許を有する者が活動の場を広げようとする場合に、小学校教諭二種免許取得の道を開く重要な仕組み。
- 近年、受験者の減少傾向が続いていたことなども踏まえ、令和2年2月に令和2年度小学校教員資格認定試験の見直しを公表。
- 見直しに当たり特に重視した点は、以下の通り。
  - (ア)3次・計6日間にわたる試験の時間的負担等の軽減
  - (イ)知識・技能の確認より、教職への意欲や学校教育における活用能力の確認を重視すること
  - (ウ)台風等により試験が実施できなかった場合を想定し予備日を設けること

## 見直しの方針①(日程及び会場)

- 試験日程について、従来、第3次まで計6日間を要していた試験を第2次までの計3日間とし、試験日程についても待ち時間を短縮し、受験者の負担を軽減する。なお、最終合格発表は、各教育委員会の採用日程を考慮し、これまで通り1月下旬とする。
- 台風等の自然災害により試験が実施できない場合を想定し、予備日を設ける。
- 会場数については、受験者数及び予備日・会場の確保を考慮し、全国2会場とする。

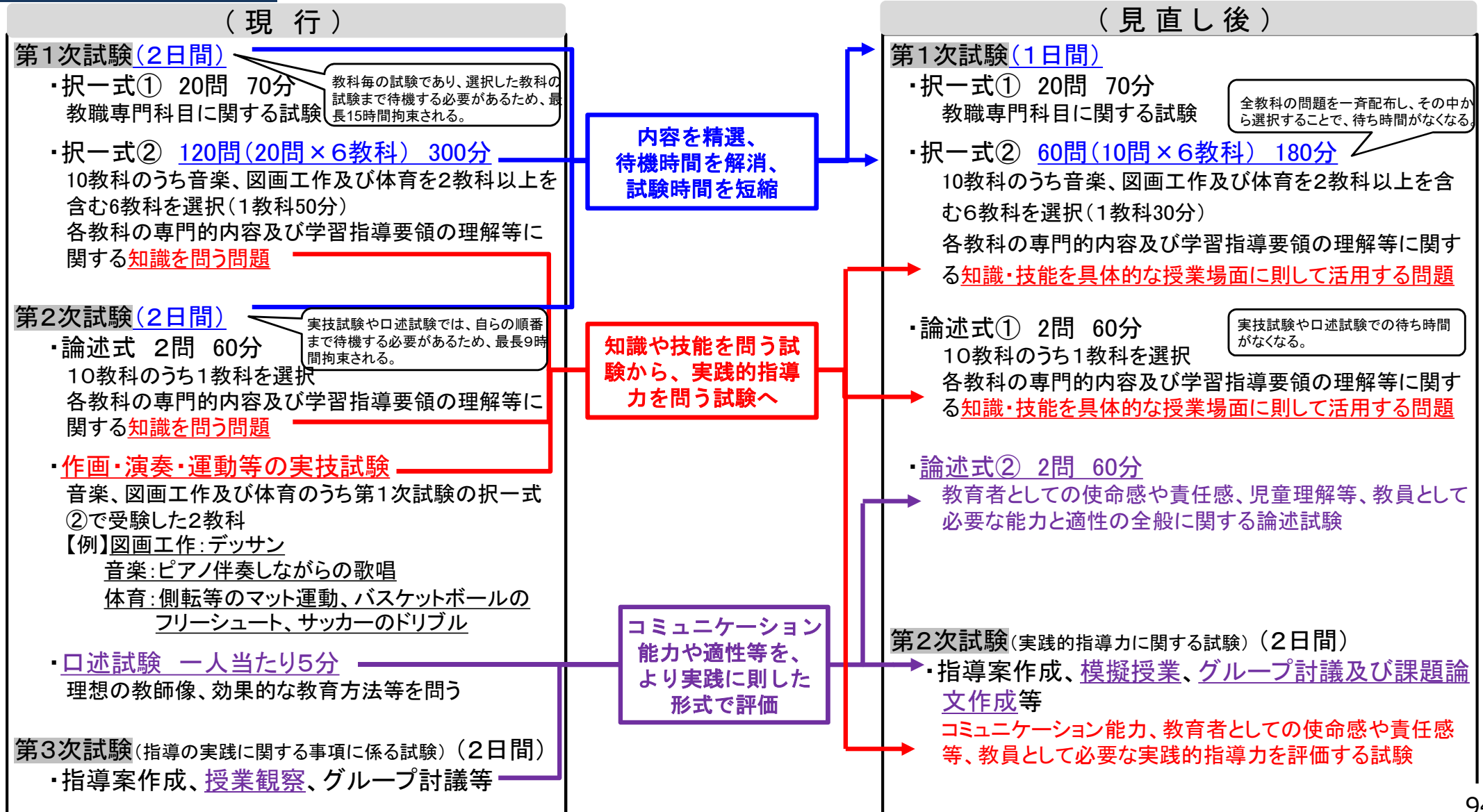
## 試験日程と試験会場の変更点

(現行)			(見直し後)	
第1次試験(9月上旬) 2日間※ ・全国6箇所の大学	※土日の実施	日数を減らし、受験生の負担を軽減 (6日間から3日間)	第1次試験(9月中旬) 1日間※	第1次試験予備日(9月下旬) ※土日の実施 ・全国2箇所(東日本と西日本を予定)
第2次試験(10月中旬) 2日間※ ・全国5箇所の大学	※土日の実施			
第3次試験(指導の実践に関する事項に係る試験) (11月中旬～下旬)2日間※	※平日の実施	自然災害時には試験の中止としていた運用を改め、予備日を設定	第2次試験(実践的指導力に関する試験)(11月下旬)2日間※	第2次試験予備日(実践的指導力に関する試験)(12月初旬) ・全国1箇所(茨城県つくば市教職員支援機構) ※土日の実施
・全国5か所の大学附属小学校				
合格発表(1月下旬)			合格発表(1月下旬)	

## 見直しの方針②(試験内容・方法)

- 試験内容について、知識・技能の評価から、それらを具体的な授業場面に即して活用する力を評価する問題に転換する(択一式、論述式)。
- コミュニケーション能力や教員としての適性を、より実践に即した形で評価するため、従来の口述試験に代えて模擬授業及びグループ討議等を実施することとする。
- 筆記試験の実施方法を見直し、選択した教科以外の教科の試験が実施されていた間の待ち時間をなくし、受験者の負担を軽減する。

## 試験内容の変更点



## 教員免許更新制について

### I. 制度の目的

教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的とし、平成21年4月から施行。

### II. 制度の概要

- 2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。
- 平成21年3月31日までに授与された免許状（旧免許状）：有効期間なし
  - ・現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。
  - ・現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。
- 平成21年4月1日以降に授与された免許状（新免許状）：有効期間10年更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。

### III. 免許状更新講習

- (1) 開設者
- ・大学
  - ・都道府県等の教育委員会            など

例年約9万人が免許状を  
更新している

(2) 内容

① 必修領域（6時間）

受講者は、国の教育政策など、省令に定められた全ての事項を受講

② 選択必修領域（6時間）            ※平成28年4月1日から導入

受講者は、英語教育や教育の情報化など、省令に定められた事項から自己の興味関心等に応じて選択して受講

③ 選択領域（18時間）

受講者は、大学等が自由に開設する講習の中から任意に選択して受講

## 教員免許更新制導入に当たっての検討経緯

### 1. 今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）

（平成18年7月11日 中央教育審議会）

- 「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図る」という観点から、教員免許更新制の導入を提言。（「教員免許状の有効期間は10年間が適当」と提言）

※教育基本法の改正（平成18年12月22日）

### 2. 社会総がかりで教育再生を ～公教育再生への第一歩～ 第一次報告

（平成19年1月24日 教育再生会議）

- 教員免許更新制の導入を提言。「メリハリのある講習とし、教員の実績や外部評価も勘案しつつ、講習の修了認定を厳格に行う」とする。
- 平成19年通常国会への法案提出を提言。

### 3. 教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）

（平成19年3月10日 中央教育審議会）

- 「教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図る」として、教員免許更新制の導入を提言。（「教員免許状の有効期間は10年間と定めること」と提言）

⇒ 教育職員免許法の改正（平成19年6月27日成立）により、  
教員免許更新制が平成21年4月1日から導入

# 教員免許更新講習の概要

領域	時間	事項	認定大学数等 (令和元年度)	講習数 (令和元年度)	受入予定人数 (令和元年度)	受講者満足度	
必修領域	6時間以上	イ 国の教育政策や世界の教育の動向 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察 ハ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ニ 子どもの生活の変化を踏まえた課題	385	1,177	200,143人	95.0%	
「教員免許更新制度の改善に係る検討会議」報告(平成26年3月)を受け、平成28年度より「 <b>選択必修領域</b> 」を新設。 <b>「必修領域」は12時間以上⇒6時間以上に変更。</b> これにより、 <b>現代的な教育課題への対応、現職経験に応じた履修内容の調整が可能</b> となった。	選択必修領域	6時間以上	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 学習指導要領の改訂の動向等 ハ 法令改正及び国の審議会の状況等 ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ホ 学校における危機管理上の課題 ヘ 免許法施行規則第二条第一項の表備考第五号に規定するカリキュラム・マネジメント ト 育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 チ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。) リ 進路指導及びキャリア教育 ヌ 学校、家庭及び地域の連携及び協働 ル 道徳教育 ヲ 英語教育 ウ 国際理解及び異文化理解教育 カ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。)等) コ その他文部科学大臣が必要と認める内容	414	2,415	377,349人	95.7%
選択領域	18時間以上	幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題	554	9,153	291,770人	96.0%	



## 免許状更新講習の一例（令和元年度実施講習より）

### 必修領域

#### 教育の最新事情～脳科学や心理学の最新知見を、学校現場でどう活かすか～（三重大学）

国の教育政策の動向・教員としての子ども観、教育観・子どもの発達に関する脳科学、心理学における最新の知見・子どもの生活の変化を踏まえた課題について、教員に求められる最新の知識・技能の修得と今日的な教育課題についての理解を深める。

#### 教育の最新事情と今後の展望（龍谷大学）

近年の社会情勢や教育課題を踏まえ、教育改革の動向や教育研究の成果について具体的な資料を基に解説する。講義だけでなく事例研究やワークショップも織り交ぜ、学校現場で活用できる生きた知識を提供する。

### 選択必修領域

#### 小学生の英語教育（島根県立大学）

小学校英語教育の基本的な理論や指導法を理解する。小学校英語教育のための具体的な教材や指導法を学ぶことで、指導する能力を身につける。また、学んだ教材や指導法を履修者同士で使って練習し、実践力を身につける。

#### 18歳成人時代に必要な法教育（上越教育大学）

法教育の側面から、主権者教育の中でも政治・選挙教育、消費者教育、労働法教育を行う。法的な概念に関わる内容があることから、講習は弁護士とともに行う。最後には、受講生が授業実践を立案できるようになることを目標とする。

#### 子どもの貧困とスクールソーシャルワーク（宇都宮大学）

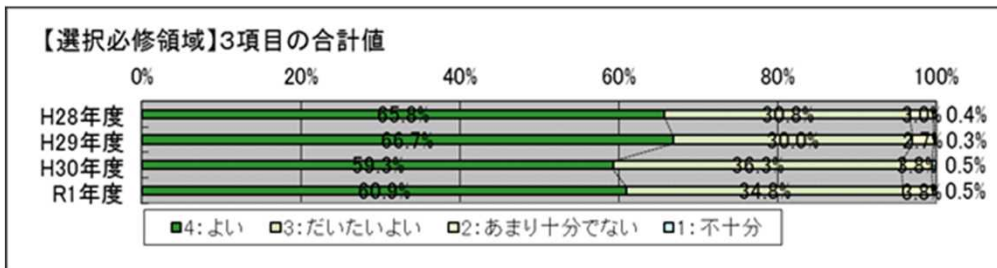
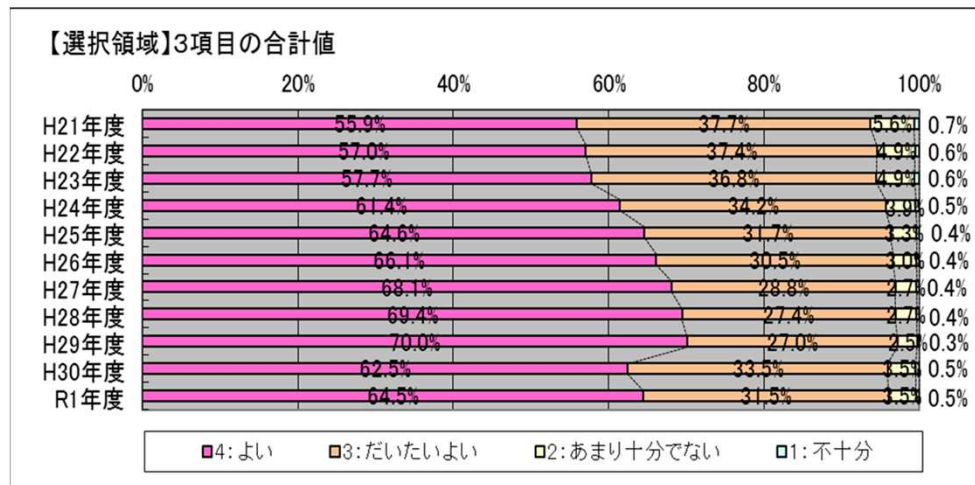
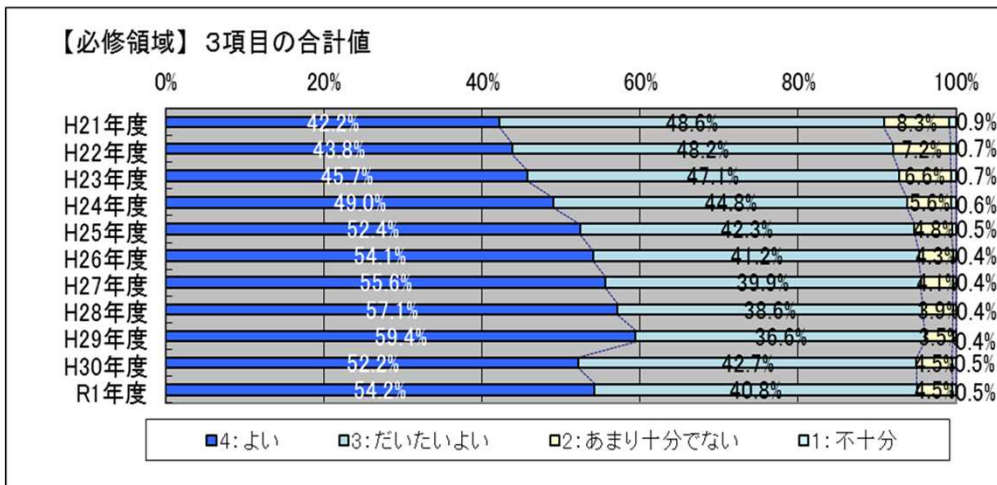
子どもの貧困の現状を理解し、その支援に向けた具体的な方策を検討するとともに、近年、子どもの貧困への対応のため、学校とともに地域や家庭と協働してその解決にあたるのが期待されているスクールソーシャルワーカーについての基本的な理解を目的とする。

#### 教育の情報化に対応する実践力育成（京都ノートルダム女子大学）

ICTの活用について、ICT活用に関わる授業における各教科等の授業実践のポイントや小学校で導入される予定の「プログラミング教育」の概要も解説し簡単な演習を行う。さらに、情報機器を通して起こるネットいじめなどの問題点と、情報モラルの育成に関して実践例を交え講義する。

## 令和元年度免許状更新講習 事後評価結果について

- 免許状更新講習の実施にあたっては、講習終了後に受講者による事後評価を行うこととし、その集計結果を2月以内に文部科学省に報告することを義務づけている。
- 評価方法については、以下の3項目についてそれぞれ4段階評価で行っている。
  - I. 講習の内容・方法についての総合的な評価
  - II. 講習を受講した受講者の最新の知識・技能の修得の成果についての総合的な評価
  - III. 講習の運営面（受講者数、会場、連絡等）についての評価
- 各大学等から報告を得ている集計結果について、講習毎の4段階評価の回答割合を算出し、全体の平均値を算定した結果、以下のような状況となっている。



## 教員免許更新制の改善に向けた取組①

### ○インターネット利用等による通信教育型の免許状更新講習の充実

インターネット等を利用した通信教育型の講習の充実により、自宅での通年の受講が可能となっている。

項目	H21実績①	H28実績②	H29実績③	H30実績④	R元実績⑤	増減比(⑤/①)
講習数	220講習	322講習	435講習	524講習	621講習	2.8倍
受講人数	15,235人	98,597人	118,831人	213,484人	181,319人	11.9倍

・通信教育型の免許状更新講習の講習数と受講人数(3領域(※)の合計)※3領域・・・必修領域、選択必修領域、選択領域(選択必修領域は平成28年度から)

### ○免許状更新講習と免許法認定講習の両方の認定を受けた講座を開設する大学数

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大学数	4大学	7大学等	10大学等	12大学等	14大学等	16大学等	16大学等
大学等名	宮城教育大学、四天王寺大学、頌栄短期大学、鹿児島純心女子大学	宮城教育大学、筑波大学、山梨学院短期大学、四天王寺大学、頌栄短期大学、鹿児島純心女子大学、国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、新潟大学、山梨学院大学、岐阜女子大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、愛媛大学、鹿児島純心女子大学、国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、新潟大学、山梨学院短期大学、岐阜女子大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、香川大学、愛媛大学	宮城教育大学、茨城大学、宇都宮大学、新潟大学、山梨学院短期大学、岐阜女子大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、鹿児島純心女子大学、国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、福島大学、茨城大学、宇都宮大学、新潟大学、山梨学院短期大学、岐阜女子大学、大阪教育大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、鹿児島純心女子大学、国立特別支援教育総合研究所	宮城教育大学、茨城大学、千葉大学、新潟大学、山梨学院短期大学、岐阜女子大学、関西国際大学、四天王寺大学、兵庫教育大学、岡山大学、川崎医療福祉大学、香川大学、愛媛大学、鹿児島純心女子大学、島根県教育委員会 国立特別支援教育総合研究所

## 教員免許更新制の改善に向けた取組②

○中堅教諭等資質向上研修と免許状更新講習の相互認定の状況

(1) 中堅教諭等資質向上研修について、免許状更新講習として認定

	受けている	受けていない	受けている都道府県市名
都道府県 (47)	7教委 (14.9%)	40教委 (85.1%)	北海道、福井県、長野県、大阪府、島根県、大分県、鹿児島県
指定都市 (20)	1 (5.0%)	19 (95.0%)	福岡市
中核市 (53)	6 (11.3%)	47 (88.7%)	柏市、長野市、豊橋市、岡崎市、大分市、鹿児島市
複数の自治体による 広域連携地区 (1)	0	1	
総計 (121)	14 (11.6%)	107 (88.4%)	

(2) 免許状更新講習の受講により中堅教諭等資質向上研修の一部を受けたこととする取組

	行っている	行っていない	行っている都道府県市名
都道府県 (47)	14教委 (29.8%)	33教委 (70.2%)	宮城県、富山県、石川県、福井県、山梨県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、沖縄県
指定都市 (20)	7 (35.0%)	13 (65.0%)	仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、堺市、岡山市、福岡市
中核市 (53)	22 (41.5%)	31 (58.5%)	宇都宮市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、長野市、豊橋市、岡崎市、大津市、高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市、奈良市、和歌山市、倉敷市、松山市、高知市、長崎市、佐世保市、大分市、那覇市
複数の自治体による 広域連携地区 (1)	0	1	
総計 (121)	43 (35.5%)	78 (64.5%)	

# 教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について（概要） （次期教員養成部会への申し送り事項）（1）

中央教育審議会初等中等  
教育分科会教員養成部会  
(令和3年2月8日)

## I. 包括的な検証の経過報告

### 1. 教員免許更新制の評価について ～ 制度創設時の狙いが達成できているか～

趣旨である「最新の知識・技能の修得」には一定程度の効果がある一方で、費やした時間や労力に比べて効率的に成果の得られる制度になっているかという点では課題がある。また、学校内外で研修が実施されていることに鑑みれば、10年に一度の更新講習の効果は限定的である。

### 2. 教員免許更新制の課題について 【関係者へのヒアリングの際の意見】

#### ①教員免許更新制の制度設計について

教員免許状の更新手続のミス（いわゆる「うっかり失効」）が、教育職員としての身分に加え、公務員としての身分を喪失する結果をもたらすことについては疑問がある。教員免許更新制そのものが複雑である。

#### ②教師の負担について

教師の勤務時間が増加している中で、講習に費やす30時間の相対的な負担がかつてより高まっている。講習の受講が多い土日や長期休業期間には、学校行事に加え補習や部活動指導が行われたり、研修が開催されている場合もあり、負担感がある。申込み手続や費用、居住地から離れた大学等での受講にも負担感がある。

#### ③管理職等の負担について

教員免許更新制に関する手続や教師への講習受講の勧奨等が、学校の管理職や教育委員会事務局の多忙化を招いている。

#### ④教師の確保への影響について

免許状の未更新を理由に臨時的任用教員等の確保ができなかった事例が既に多数存在していることに加え、退職教師を活用することが困難になりかねない状況が生じている。

#### ⑤講習開設者側から見た課題等について

受講者からは、学校現場における実践が可能な内容を含む講習、双方向・少人数の講習が高い評価を得る傾向がある。一方で、講習開設者は、講習を担う教員の確保や採算の確保等に課題を感じている。

### 3. 各都道府県教育委員会等が体系的に行う教員研修の状況について

教員研修については、研修の方法の改善、研修のオンライン化などが進んでおり、平成28年の教育公務員特例法の改正を踏まえた研修の充実・改善が進んでいる。また、独立行政法人教職員支援機構の行う研修についても、オンライン化の進展や内容の見直しが進んでいる。

## 教員免許更新制や研修をめぐる包括的な検証について（概要） （次期教員養成部会への申し送り事項）（2）

### II. 次期部会における検証・検討について

#### 1. 包括的検証に関して残された論点について

新年度に明らかになる教員免許状の有効期限延長の状況、臨時免許状の授与の状況など各種のデータに基づきながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響下で、教員免許更新制が、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析を行う必要がある。

また、本年度、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」（令和2年6月5日文部科学省初等中等教育局）に基づき、教師が「学びの保障」に集中する環境整備を図るため控えていた現場の教師を対象とする一定規模の調査を新年度に速やかに行い、上記のヒアリングで得た事実認識が、現場の教師の認識と一致していることを裏付けることが必要である。

#### 2. 検証終了後の検討の在り方について

検証が完了した後は、その結果を踏まえて、教員免許更新制や研修の在り方について速やかに見直しを行い、その方策を教育現場に定着させて教師の資質向上を図る必要がある。

これまでの検証の結果を踏まえると、その時々で求められる教師としての基本的知識技能が保持されるよう、定期的に必要な刷新とその確認を行うという制度の趣旨を踏まえつつ、教員免許更新制について、抜本的に検討を行い、

- ・教師の資質能力の確保
- ・教師や管理職等の負担の軽減
- ・教師の確保を妨げないこと

のいずれもが成立する解を見出していかなければならない。

教育委員会関係者や校長会関係者からの提案その他の改善策を講じることにより、教師の資質能力の確保を図るとともに、教師や管理職等の負担が軽減され、教師の確保を妨げない教員免許更新制とすることが可能かという観点で、今後も具体的な検討が行われる必要がある。

## **V. 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化関係**

## ■平成18年7月 今後の教員養成・免許制度の在り方について (中央教育審議会答申)

- ✓ 研究者養成と高度専門職業人養成の機能が不分明だった大学院の諸機能を整理し、教員養成教育の改善・充実を図るため、教員養成に特化した専門職大学院としての枠組み『教職大学院』制度の創設について提言

## ■平成24年8月 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について (中央教育審議会答申)

- ✓ 教員を高度専門職として明確に位置付けるとともに「学び続ける教員像」の確立の必要性について提言
- ✓ 特に修士レベルについては、教職大学院制度を発展・拡充し、全ての都道府県に設置を推進することを提言

## ■平成25年10月 大学院段階の教員養成の改革と充実等について

(教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議 報告書)

- ✓ 国立の教員養成系修士課程は原則として、教職大学院に段階的に移行することとし、教職大学院の具体的な在り方について提言

## ■平成29年8月 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて

(国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議 報告書)

- ✓ 「エビデンスに基づいた教員養成機能の質の向上」「法定化された『協議会』を通じた地域との連携」「PDCAサイクルによる教員養成カリキュラムの質保証」「教職大学院の機能拡充」「国立大学法人の第3期中期目標期間中に自らの規模や他大学との連携等について検討し一定の結論をまとめること」等について提言

## ■令和2年12月 国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点 (国立大学法人評価委員会)

- ✓ 社会の変化や技術革新に対応し、教員としての資質・能力を継続的に高めることが求められている中、教員養成系学部・教職大学院・附属学校が中心的な役割を果たし、教員養成・研修機能の高度化に取り組むべきではないか。また、教員養成系学部については、第3期中期目標期間中の有識者会議や中央教育審議会の報告等を踏まえ、地域の教員需要の推移等に応じて入学定員を見直すとともに、学科間・大学間で教職課程を共同で実施する新しい仕組みの活用等を通じた教員養成機能の連携・集約により、地域の教員養成機能の維持・向上に取り組むことが必要ではないか。



## 1. 教員養成大学・学部

教員養成大学・学部は、教員に求められる高い資質の育成等を行っており、現在44大学44学部(うち単科大学11)が設置されている。

### ➤ 課程・入学定員(令和2年度)

大学数	入学定員		
	教員養成課程	新課程	合計
44 大学	11,032 人	1,518 人	12,550 人

※新課程:都道府県教育委員会の教員採用数の減少などによる教員就職率の低下に伴い、昭和62年度から教員養成課程の一部を教員以外の職業分野の人材や高い教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成することを目的とした課程として改組したもの。新課程の定員は平成12年度をピークに拡大し一定規模を保ってきたが、教員の大量退職の増加による教員採用数の拡大にあわせて、平成17年3月に教育分野に係る大学等の設置又は収容定員増に関する抑制方針を撤廃したことにより、教員養成課程への定員の振り替え等が進み、国立の教員養成大学・学部においては、初等中等教育を担う教員の質の向上に目的を特化させるため、原則、新課程の廃止を進めている。

## 2. 教員養成系の大学院(修士課程・博士課程)

### 【修士課程】

国立の教員養成系修士課程における高度専門職業人としての教員養成機能は原則として、教職大学院へ段階的に移行することとしている。

### ➤ 設置状況(令和2年度)

大学数	研究科数	専攻数	入学定員
26 大学	26	42	1,441 人

### 【博士課程】

教員養成学部自ら各教科の専門や教科教育学の分野における実践的かつ高度の研究能力を有し、将来教員養成学部の教員となる人材を養成することなどを目的として設置。

### ➤ 設置状況(令和2年度)

- 連合大学院 東京学芸大学(入学定員:30名)、兵庫教育大学(入学定員:32名)
- 共同教育課程 静岡大学・愛知教育大学(入学定員:4+4名)
- 単独設置 広島大学(入学定員:49名) ※広島大学では教育学、心理学、教科教育学等が統合された教育学習科学を構築するとともに、その理論的・学際的・開発的・先端的な研究・教育を推進し実践する人材を育成。

# 全国の国立の教員養成大学・学部の設置状況（令和2年度）

(注) [ ]は、教員養成課程入学定員  
( )は、" 新課程入学定員

琉球 [140] (なし)	北海道教育 [720] (465)		(注2)山形大学、福島大学については、平成17年4月より、 ①山形大学教育学部は地域教育文化学部（一般学部）に、 ②福島大学教育学部は人間発達文化学類（一般学部）に改組、 教員の養成は課程認定を受けた学科において引き続きを行う こととなった。					弘前 [160] (なし)		
		秋田 [110] (100)						岩手 [160] (なし)		
		山形(注2) なし		宮城教育 [345] (なし)		福島(注2) なし				
福岡教育 [615] (なし)	山口 [180] (なし)	島根(注1) [130] (なし)	鳥取(注1) なし	福井 [100] (なし)	金沢 [100] (なし)	富山(注3) なし	新潟 [180] (なし)			
長崎 [180] (なし)	佐賀 [120] (なし)	広島 [157] (288)	岡山 [280] (なし)	兵庫教育 [160] (なし)	京都教育 [300] (なし)	滋賀 [230] なし	上越教育 [160] (なし)	群馬 [190] (なし)	宇都宮 [170] (なし)	茨城 [275] (なし)
熊本 [230] (なし)	大分 [135] (なし)	愛媛 [160] (なし)	香川 [160] (なし)	大阪教育 [550] (350)		奈良教育 [255] (なし)	信州 [240] (なし)	山梨 [125] (なし)	埼玉 [380] (なし)	千葉 [390] (なし)
鹿児島 [190] (なし)	宮崎 [120] (なし)	高知 [130] (なし)	鳴門教育 [100] (なし)	和歌山 [165] (なし)		三重 [200] (なし)	岐阜 [250] (なし)	静岡 [300] (なし)	東京学芸 [825] (185)	
						愛知教育 [735] (130)			横浜国立 [230] (なし)	

(注1)島根大学、鳥取大学については、平成16年4月より、  
①島根大学教育学部は、教育学部として教員の計画養成を強化、  
②鳥取大学教育地域科学部は、地域学部（一般学部）に改組し、  
役割分担を行った。

(注3)富山大学については、平成18年4月より、  
人間発達科学部に改組し、教員の養成は課程認定を  
受けた学科において引き続き行うこととなった。

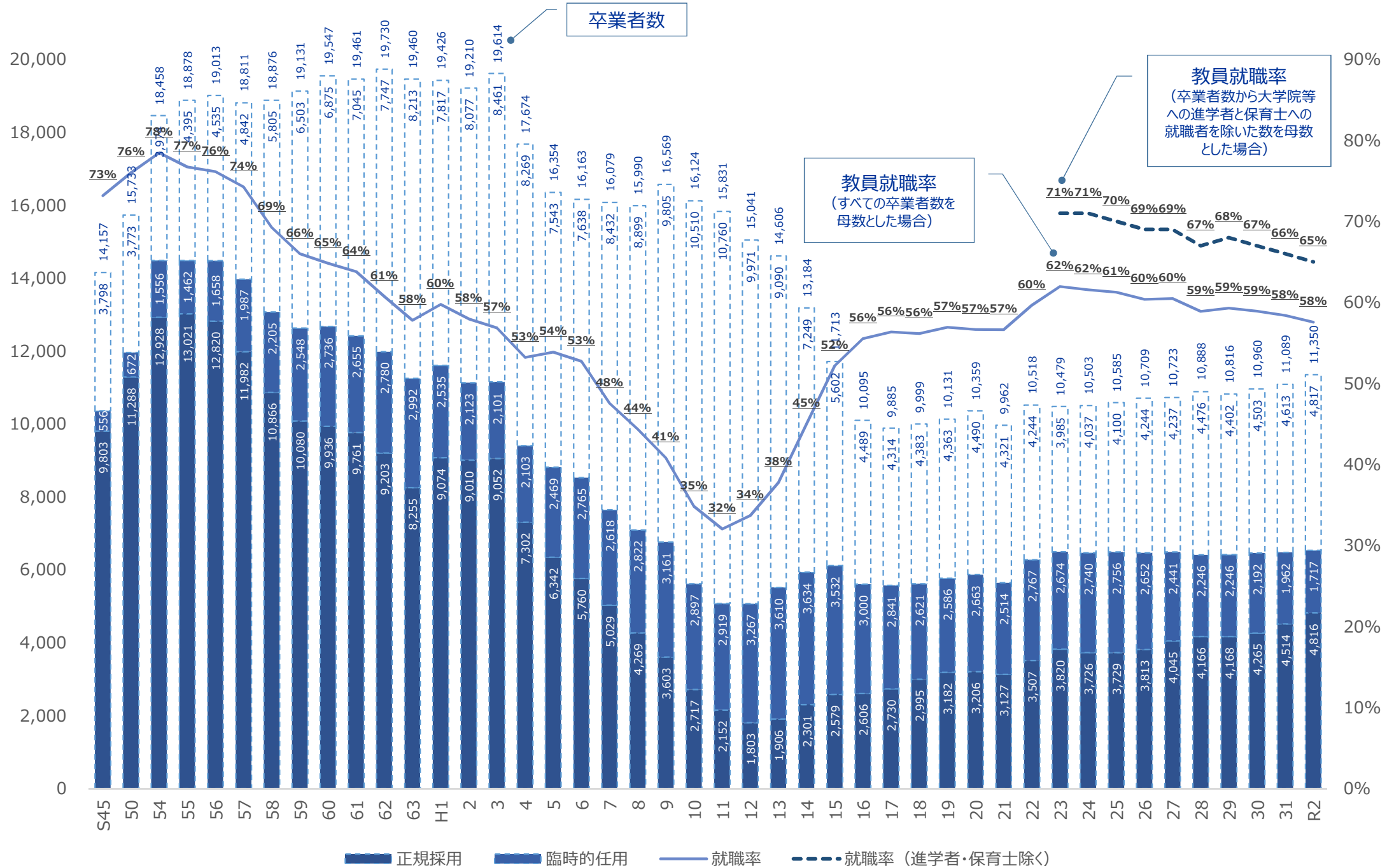
# 国立の教員養成大学・学部の就職状況

○過去5年間では、人数、割合共に「正規採用者」及び「教員・保育士以外への就職者」が増加する一方、「臨時的任用」及び「未就職者」は減少傾向

	就職者					大学院等への進学者	未就職者	卒業者	卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数
	教員就職者		保育士への就職者	教員・保育士以外への就職者					
	うち正規採用	うち臨時的任用							
R2.3 卒業者	6,533 (64.4%)	4,816 (47.4%)	1,717 (16.9%)	199	3,135 (30.9%)	1,000	483 (4.8%)	11,350	10,151 (100%)
H31.3 卒業者	6,476 (65.7%)	4,514 (45.8%)	1,962 (19.9%)	180	2,840 (28.8%)	1,058	535 (5.4%)	11,089	9,851 (100%)
H30.3 卒業者	6,457 (67.0%)	4,265 (44.2%)	2,192 (22.7%)	158	2,688 (27.9%)	1,162	495 (5.1%)	10,960	9,640 (100%)
H29.3 卒業者	6,414 (67.5%)	4,168 (43.9%)	2,246 (23.6%)	155	2,438 (25.7%)	1,163	646 (6.8%)	10,816	9,498 (100%)
H28.3 卒業者	6,413 (67.4%)	4,167 (43.8%)	2,246 (23.6%)	153	2,341 (24.6%)	1,223	758 (8.0%)	10,888	9,512 (100%)

※括弧内の割合は卒業者数から大学院等への進学者と保育士への就職者を除いた数を母数としたもの

# 国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職状況の推移



## 1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。

（平成20年度から開設）

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

## 2. 教職大学院の特性（既存の修士課程との違い）

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	45単位以上（うち10単位以上は学校等での実習）	30単位以上 修士論文の作成（研究指導）
教員	4割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士（専門職）	修士（教育学）

## 3. 現状

- ① 設置大学数【令和2年度】 : 54大学（国立大学47校、私立大学7校）
- ② 教員就職率（※）【令和2年3月修了者】: 95.5%  
 （参考）国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率: 64.4%  
 国立教員養成系修士課程の修了者の教員就職率: 53.5%（平成31年2月修了者）  
 （※）現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者（臨時的任用を含む）の割合を指す。
- ③ 入学定員充足率【令和2年度】 : 81.0%（前年度より0.7%増）
- ④ 志願者数【令和2年度】 : 2,237人（前年度より171人増）
- ⑤ 入学者数【令和2年度】 : 1,823人（前年度より174人増）  
 （現職教員: 804人（44%）学部新卒学生等: 1,019人（56%））

# 全国の教職大学院の設置状況（令和2年度）

国立大学：47大学（入学定員2,045人）  
 私立大学：7大学（同 205人）  
 合計 54大学（同 2,250人）  
 ＊46都道府県で設置  
 大学名の下の（ ）は入学定員

北海道教育  
 (45)

弘前  
 (18)

秋田 (20) 岩手 (16)

山形 (20) 宮城教育 (32)

上越教育 (170) 新潟 (20) 福島 (16)

茨城 (15)

宇都宮 (18) 千葉 (20)

埼玉 (20) 聖徳 (15)

東京学芸 (210)  
 創価 (25)  
 玉川 (20)  
 帝京 (30)  
 早稲田 (60)

富山 (14)

群馬 (20)

横浜国立 (15)

福井 (60)

滋賀 (20)

岐阜 (25)

静岡 (45)  
 常葉 (20)

京都教育 (60)  
 立命館 (35)

奈良教育 (25)

愛知教育 (120)

三重 (14)

兵庫教育 (155)

大阪教育 (150)

和歌山 (30)

(鳥取)  
 ※鳥根大  
 で養成

島根 (17)

広島 (30)

岡山 (45)

愛媛 (40)

香川 (20)

高知 (15)

鳴門教育 (180)

山口 (28)

佐賀 (20) 福岡教育 (40)

長崎 (28) 大分 (20)

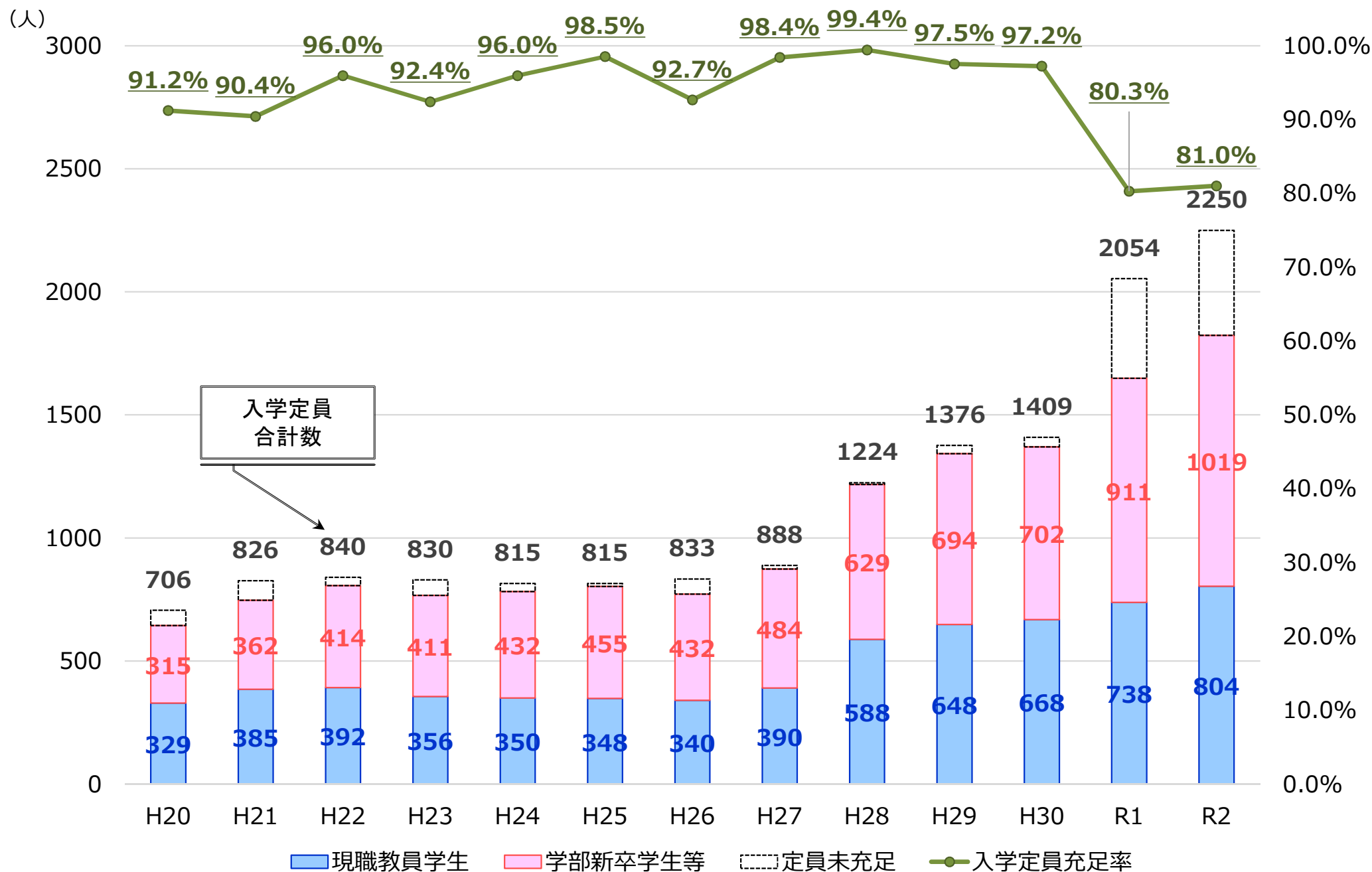
熊本 (30) 宮崎 (20)

鹿児島 (16)

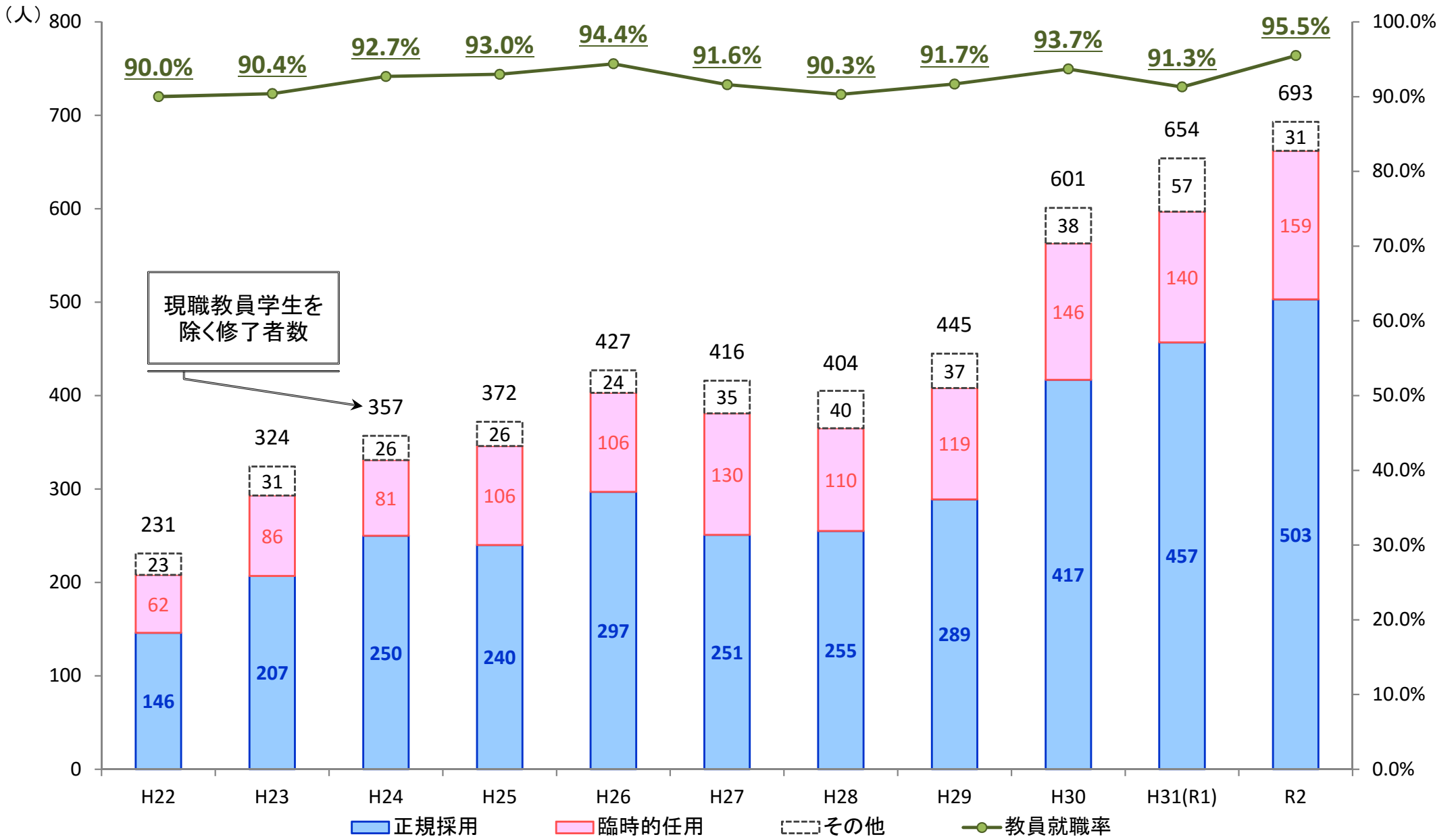
琉球 (20)

# 国私立の教職大学院の入学者数及び入学定員充足率の推移

V-8



# 教職大学院修了者の教員就職状況



※1 教職大学院修了者のうち、現職教員学生を除いた場合の教員就職率を指す。

※2 「正規採用」は、国公私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小、中、高等、中等教育、特別支援の各学校の常勤教員（養護教諭及び栄養教諭を含む）として就職した者を指す。

※3 「臨時的任用」は、1年以内の期限付きの教員や病休、産休、育児休業などの代替教員等として臨時的に任用（採用）された者を指す。

※4 「その他」は、主に大学院等進学者や教員・保育士以外への就職者等を指す。



## 【宇都宮大学・群馬大学】全国初の共同教育学部の開設

- 今後教員需要が減少していくことが想定される中で、社会ニーズに応える質の高い教員養成教育を継続して実施していくため、2020年、群馬大学と宇都宮大学は全国初の「共同教育学部」をスタートさせた。
- 共同教育学部となることによって、大学4年間の授業の40%ほどが両大学の「相互乗り入れ」によって行われる。両大学の強みを生かしたカリキュラム・授業構成が可能となり質の高い教員養成が実現できるだけでなく、情報化社会やグローバル化への対応が可能になるなどの相乗効果が期待される。
- また、特別支援学校教諭免許については、全国でも数少ない5領域全てをカバーする学部となり、多様な教員免許を取得できる体制が整っている。



## 【香川大学】高大接続・教育委員会と連携した香川県立坂出高校教育創造コースへの協力

- 香川大学教育学部との連携により、平成29年度に県立坂出高校に「教育創造コース」が創設された。このコースの教育プログラムに対して、教育学部と附属学校園が協力している。とくに教育プログラムの中心となる総合的な学習の時間に、大学教員による出前授業、グループ研究へのアドバイス等の支援を行うとともに、附属学校園が実践的な学びのフィールドを提供している。
- 坂出高校教育創造コースの生徒たちは、1年次に附属坂出小学校を4回、2年次には附属幼稚園を3回、附属坂出中学校を2回、附属特別支援学校を1回訪問した。幼稚園では園児と一緒に遊び、小学校では教科学習の補助や給食指導を行った。
- 県立坂出高校「教育創造コース」の創設と教育プログラムへの協力、さらには入試改革を含む高大接続の取り組みにより、県内高校出身の教育学部志願者を安定的に確保し、高校段階から地元で働く教員として必要な資質能力の素地を養うことができる。



## 【北海道教育大学】教育実習前CBTによる学生の学びの質保証

- 北海道教育大学は、教育実習をより実効性のあるものとするため、教員として身に付けておくべき基礎的な知識に加え、学校現場で役立つ内容や指導方法をテキストにより学び、コンピュータによる検定でその理解度を確かめる教育実習前CBT（Computer Based Testing）を全国で初めて開発・実施した。
- 本学において、教育実習前CBTは、事前指導と同様、教育実習の履修要件として教育課程に位置付けており、学生は学校現場で起こりがちな問題や事例の1つ1つをイメージし、基本的な対応方法を具体的に学ぶことができる。これにより、学生は教育実習で経験する様々な場面において、学んだ内容を活用し、状況を踏まえた総合的な判断ができる力を身に付けることで、学生自身の実践的指導力の向上、更には多様な教育場面で対応できる教員へと成長させる効果がある。
- 今後は、全国の教員養成大学・学部を中心に教育実習前CBTの活用を拡大し、学生の学びの質保証及び教員養成教育の向上を目指す。

### 教育実習前CBTの実施内容について

- ・出題数：50問(約1,000問から出題)
- ・解答時間：60分・合格基準：7割
- ・出題方法：問題区分の各項目をアランダムに出題
- ・問題区分：児童生徒理解、学級経営、生徒指導、学習指導、特別支援教育、危機管理などの学校現場における実践予測問題

※実務経験豊富な教員を配置し、検定問題の作成及びきめ細かな学生指導を行っている。



#### （学生からの声）

- 教育現場における実践的な問題が学べ、自分自身のためになった。
- 学校現場で起こる問題について、自分で考えることができ、実習につながると感じた。
- 問題集は実践例が記載されており、分かりやすく、効率よく学べた。

#### （学校現場・教育委員会からの声）

- 学校現場ですぐに役立つ内容で、教育実習の事前学習における効果に期待したい。
- 現代的な新たな課題が生じている社会に鑑み、新任教員研修でも現職教員研修でも活用できる内容が含まれている。

## 【兵庫教育大学】働きながら「学び続ける教員」のための神戸ハーバーランドキャンパス

- 現職教員が勤務しながら学べるよう神戸市にサテライトキャンパス（大学院夜間クラス）を設置している。加東キャンパスの昼間クラスとほぼ同等の教育課程を実施し、平成12年度の開設から、これまでに約1,000人の入学者があり、平成30年度は198人が神戸ハーバーランドキャンパスで学んでいる。開設当初から夜間クラスでは、①長期履修学生制度の適用、②授業の開始時間や時間表の工夫、③図書室・院生合同研究室の充実など学びやすい環境づくりに努めてきた。また、臨床心理相談室も併設し、心理的援助を必要とする子ども、成人、家族を対象に幅広い相談業務を行っている。

（神戸ハーバーランドキャンパス概要） 総面積:1,575㎡  
 講義室:6室、演習室:10室、コンピュータ教室、院生合同研究室、  
 図書室、臨床心理相談室等:6室、ホール(100人収容)、会議室

### 夜間クラスも併設

交通に便利な神戸市中央区に神戸ハーバーランドキャンパスを開設しています。夜間クラスを開講しており、現職教員や社会人が、ゆとりある履修で働きながら学べる環境を整えています。



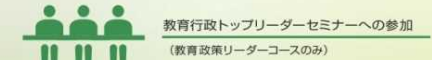
平成12年度から受け入れを開始し、これまでに約1,000人が入学

### 教育政策リーダーコース

受講者のニーズに応じて多様な学びを提供



神戸HLCでの授業・ゼミ      アクティブラーニング      ビデオオンデマンド講義



教育行政トップリーダーセミナーへの参加  
 （教育政策リーダーコースのみ）

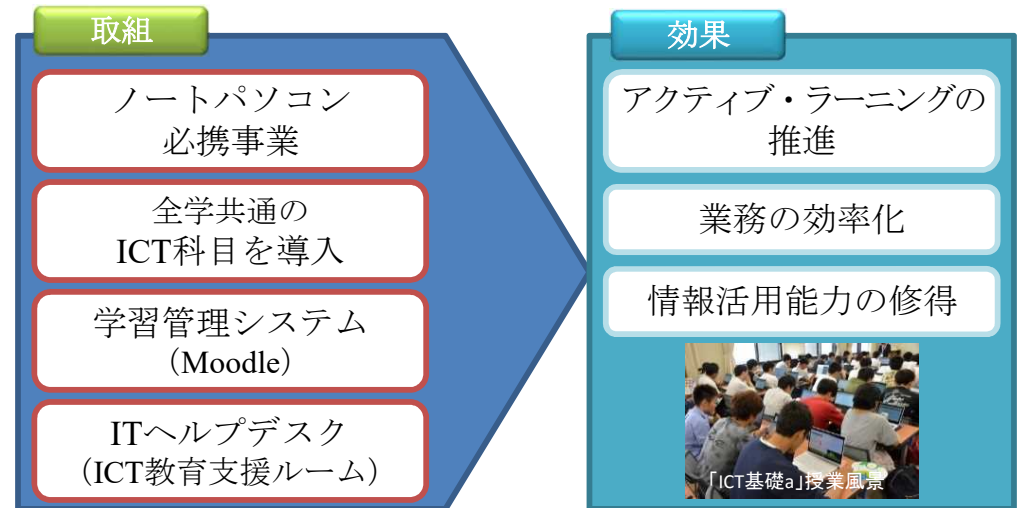


国内のグローバル先進校や  
 海外の協定校へのフィールドワーク  
 （グローバル化推進教育リーダーコースのみ）

教育長(次長)6人、校長(教頭)8人をはじめ、学校教諭、教育委員会職員等の方が在籍

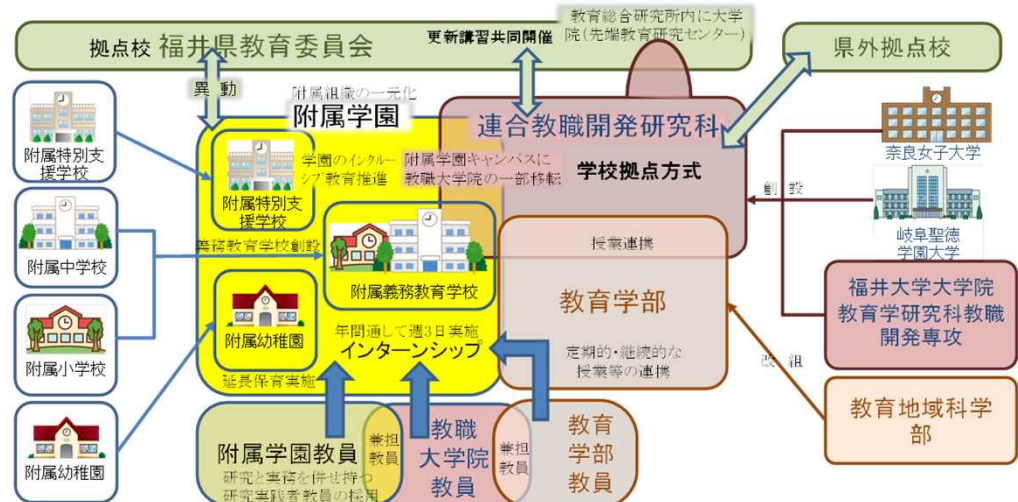
## 【大阪教育大学】アクティブ・ラーニングを推進するパソコン必携化と学習管理システム

- パソコン必携化と全学共通基礎科目  
平成29年度学部入学生からノートパソコン必携化を実施した。約120室の講義室・約4,000台の情報端末が利用可能なICT環境をめぐり整備するとともに、全ての学生に基本的な情報活用能力を修得させる全学共通基礎科目「ICT基礎a, ICT基礎b」を開講した。
- 学習管理システム (Moodle) の活用  
簡単に授業用ウェブページを作成することができる学習管理システム (Moodle) を導入した。システム上で資料や課題の提示, 出欠確認, 小テスト (自動採点), 課題提出, 掲示板, 受講生間でのディスカッションやファイルの受け渡しなどが可能となることで, アクティブ・ラーニングの推進と業務の効率化を実現した。
- 大学ICT推進協議会で最優秀論文賞 (平成29年度) を受賞  
パソコン必携化の取組と学習管理システムを利用した全学共通基礎科目「ICT基礎a」の実践報告が, 最優秀論文賞を受賞した。



## 【福井大学】三位一体改革による、教員養成・研修機能の高度化

- 教員免許更新講習の必修分野を県教育委員会と共同開催し, 悉皆研修に組み込むことで, 受講者の負担軽減, 大学との連携による実践研究を基盤とした教員研修体系の構築, 教職大学院に期待される研修機能の実質的普及に役立つシステムを構築。
- ① 附属学園は教職大学院の拠点校であり, 年間を通じて院生の長期インターンシップを実施。また, インターン生は学部の教育実習のメンター補助として若手支援をも学んでいる。
- ② 5名の大学教員が附属学校教員を兼務することにより, 大学院・学部と附属の有機的な教育・研究の協働体制を推進。
- ③ 教職大学院の機能を附属学校キャンパスに移設し, 恒常的な共同授業研究と義務教育学校におけるカリキュラムマネジメントを推進。
- ④ 学部教員の附属学園での実践研究を推進する「現場実践6割タスクフォース」を起動し, 学部教員と附属学園との定期的・継続的な授業等の連携を促進。



## 1. 設置目的

附属する国立大学、学部における児童、生徒、幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、当該国立大学、学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たる。

## 2. 法律上の位置付け

○国立大学法人法第23条(平成16年4月1日施行)

国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

○大学設置基準第39条(昭和31年10月22日文部省令第28号)

次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科(上欄)	附属施設(下欄)
教員養成に関する学部又は学科	附属学校又は附属幼保連携型認定こども園

### 【参考】

●旧国立学校設置法施行規則第27条(昭和39年(1964年)改正、平成16年(2004年)廃止)

附属学校は、その附属学校が附属する国立大学又は学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び当該国立大学又は学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たるものとする。

上述の廃止された施行規則、「国立大学附属学校の新たな活用方策等に関する検討とりまとめ(平成21年)」、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書(平成29年)」等を踏まえ、現在、使命・役割を以下のとおり整理。

## 3. 使命・役割

○実験的・先導的な学校教育

実験的・先導的な教育課題への取組  
地域における指導的・モデル的な学校としての取組

○教育実習の実施

大学・学部の教育実習計画に基づく教育実習の実施  
教員を目指す学生に対し、体験的な実習を実施

○大学・学部における教育に関する研究への協力

現代的教育課題(特別支援、いじめ、不登校など)に対応した教員養成の在り方に関する研究への協力

区分	令和2年度			
	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童生徒数(人) (R2.5.1現在)	教員数(人) (R2.5.1現在)
幼稚園	49	225	5,114	357
小学校	68	1,154	36,622	1,746
中学校	69	775	27,701	1,556
義務教育学校	4	109	3,383	197
高等学校	15	211(※)	8,452	569
中等教育学校	4	78(※)	2,914	193
特別支援学校	45	495	2,909	1,517
計	<u>254</u>	<u>3,047</u>	<u>87,095</u>	<u>6,135</u>

出典：令和2年度学校基本統計（確定値）  
 (※)学校基本統計では集計していないため、教育人材政策課調べ

## 【上越教育大学】タブレット端末を用いた「学びを止めるな！」プロジェクト（附属中学校）

- ・休校2日目からビデオ会議システムを用いて、朝、昼、夕方に学級活動を行った。顔を見ながらの健康観察、生徒同士の話し合いの場の設定により、生徒の連帯感を高め、心のケアを図ることができた。
- ・休校中は、学年ごとの時間割で同期型・非同期型を組み合わせたオンライン授業を行った。習得重視の学習では、自作のビデオクリップや既存の学習Webサイトを用いた非同期型の授業を行い、理解を深めた。課題探求を重視した学習では、教師と生徒、生徒同士がビデオ会議システムで意見を交わすことができる同期型の授業を行い、思考を深めた。
- ・教材の回収・添削・返却だけでなく、生活記録ノートもデジタルデータで送受信した。生徒は、教師から継続的・適時的な支援を受けるとともに、自己評価しながら主体的に学習に取り組むことができた。
- ・教員は、自宅でビデオ会議システムを用いた打合せやクラウドを用いた教材配信を行った。一人あたり週5日のうち3～4日の在宅勤務を行い出勤者を平時の1/4にすることで職員室の密を回避することができた。

**「学びを止めるな！」プロジェクト**

互いの顔が見える「遠隔・朝学活」

同期・非同期型混成のオンライン授業

**安全・安心** 小グループに分かれて交流の場  
生徒アンケート（2020年3月末と5月末に実施）

「休校中、遠隔・朝学活ができてよかった。」 **97.4%**  
「遠隔・朝学活ではみんなと会えて安心した。」 **87.5%**

**学力の保障** 同期・非同期型を混ぜた授業デザイン

「休校中、Zoomや先生方が作成した動画を活用したWeb授業ができてよかった。」 **96.4%**  
「休校中もしっかり学習を進めることができた。」 **97.7%**

## 【北海道教育大学】オンライン授業構築に向けた公立学校への研修支援（附属釧路中学校）

- ・臨時休業中に全生徒に対して遠隔会議システムと学習支援アプリを活用したオンライン授業を実施。4月24日から学校再開までの22日間にわたり、芸術教科を含む全9教科と学活を1日最大4時間行った。現在も月1回、土曜オンライン授業を実施している。
- ・これまでの取組を、公立学校等においても活用できるように、導入までの経緯（第0期）からオンライン授業開始の（第Ⅰ期）、改善を行った（第Ⅱ・Ⅲ期）、ポスト・コロナを見据えた（第Ⅳ期）の区分に応じた資料を作成し、HPに掲載するとともに報告書を作成。5月から遠隔授業の研修会を企画し、本校または出前授業、リモート方式で開催した。
- ・8月末までに道内外のべ80校、200名を超える視察・研修（リモート含）の受入れを行った。本校から90km以上離れた中標津町立中標津中学校では、本校のオンライン授業を現地で公開し研修会を開催。さらに、白糖町立庶路学園には、校内研修に本校教員を講師として派遣した。これらの取組により、のべ25校のオンライン授業の実現に貢献した。

<オンライン授業を全教科、全生徒に実施>



<公立学校での研修会>



<公立学校での出前遠隔授業>

**第Ⅳ期** ポスト・コロナ～臨時休業後を考える

これまでの本校の授業の本質は、コロナ以前から何も変わらないものとおさえる。

しかし、臨時休業期間中に実施したオンライン授業で生徒が感じたことや教師がオンライン授業の構築を進めていく上で考えたことを振り返る必要がある。

新しくなる学習評価に関わっても、この臨時休業期間中に利用した学習ツールは有効活用できると、現段階で数多くの先生方が認識している。また、授業の中で、一度に生徒の意見を集約できる利点もある。

個別最適化を見据えてEdtechを見据えた令和3年度からの義務教育学校を目指す上で、本校が研究主題として掲げる「道東に根ざし9年一貫したリーダーシップ・フォアアープの育成」に向け、評価・改善をして今後の授業の在り方を模索していきたい。

## 【福岡教育大学】附属福岡小・中学校「福岡市つながるクラウド」への授業動画提供による地域貢献

### ○臨時休校に伴う家庭学習支援の必要性

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休校（3月）のため、福岡市内の子供たちは、学期当初に学習を進められない状況であった。

### ○「福岡市つながるクラウド」への授業動画提供

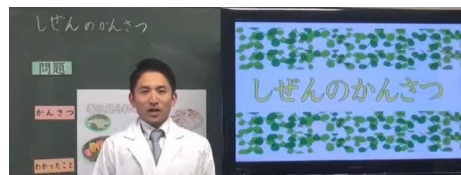
福岡市教育センターから依頼があり、「福岡市つながるクラウド」に本校職員の授業動画を提供した。国語科、社会科、算数科、理科、英語科の計37本の授業動画を福岡市内の小・中学生が利用した。動画の一部は本校のYouTubeチャンネルにも掲載したところ、視聴回数が3,000回を超える授業動画もあった。

### ○休校中の地域の子供たちの学びの継続に貢献

ゴールデンウィーク中は、地元キー局サブチャンネルで放映、連休中の自主学習へ活用され、地域の学びの継続に貢献した。

福岡市教育センター

依頼



授業動画を作成・提供

福岡市つながるクラウド



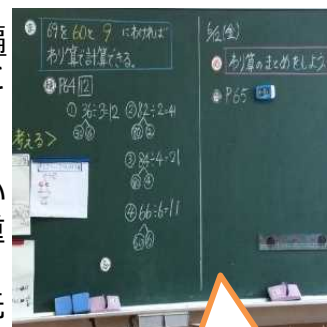
福岡市内の小学生が利用

- ・GW中は地元キー局のサブチャンネルで放映
- ・地域の学びの継続に貢献



## 【大分大学】教育課程や授業展開を再考した実践事例（附属小学校）

- ・休校によって削減された授業時間内で児童に必要な学習を確保するためのカリキュラムマネジメントに取り組んだ。
- ・例えば国語科では、計画時の指導事項が同じ単元を統合する形で教育課程を再編し、主教材で身に付けた読み方を並行して読んだ教材や本にも活用させて読むことで、時短を図るとともに、児童が確実に資質・能力を身に付けることができるようにした。
- ・また、授業展開において反転学習を取り入れた。課題について各自の考えを書いてくるまでを家庭で行い、学校では考えを出し合ったりまとめたりすることに重きを置くようにした。算数科の授業では、5人の児童の考えをもとに、発展的・統合的に考える力を身に付けさせていった。反転学習を導入することで、各単元において1~2時間程度、時数に余裕ができた。思考に時間を要する児童もじっくり考える時間があるために、すべての児童に活躍の場を保障することができた。
- ・学校現場を活性化させるこれらの取組は、大分県教育委員会にも、コロナ禍におけるカリキュラムマネジメントの実践事例として提供した。



授業の後半15分程度で、次の課題の共有と見通しを出し合う。

R2再編  
26時間

主・のらねこ  
並・白い花びら他  
(8時間)思-イ・エ・オ

主・わすれられない  
おくりもの  
並・おにたのぼうし他  
(9時間)思-イ・エ・カ

モチモチの木  
(8時間)思-イ・エ・オカ

R2当初計画  
45時間

白い花びら  
(8時間)思-イ・エ・オ

のらねこ  
(9時間)思-イ・エ・オ

わすれられないおくりもの  
(9時間)思-イ・エ・カ

モチモチの木  
(8時間)思-イ・エ・オカ

おにたのぼうし  
(10時間)思-イ・エ・カ